

第七十一回国会 衆議院 文教委員会 議 録 第三十一号

昭和四十八年七月十三日(金曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 内海 英男君

理事 西岡 武夫君

理事 森 喜朗君

理事 長谷川正三君

有田 喜一君

坂田 道太君

床次 徳二君

野田 毅君

三塚 博君

小林 信一君

山中 吾郎君

有島 重武君

安里積千代君

出席國務大臣

文部大臣 奥野 誠亮君

出席政府委員

人事院総裁 佐藤 達夫君

人事院事務総局 尾崎 朝夷君

給与局長 河野 洋平君

文部政務次官 井内慶次郎君

文部大臣官房長 岩間英太郎君

文部省初等中等 教育局長

文部省大学學術 局長

委員外の出席者

警察庁刑事局捜 査第二課長

大蔵省主計局主 計官

自治省財政局財 政課長

文教委員会調査 室長

石田 幸男君

中平 和水君

廣江 運弘君

土屋 佳昭君

澤田 幸男君

委員の異動
七月十二日

深谷 隆司君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

同日 田村 元君

が確保できるんだ。だから、人材の確保ということが、給与をよくするということの結果としてあらわれるものであって、人材確保を主たる目的としておるんじゃないんだ、給与を上げてやるんだ、優遇してやるんだということが、この法案の内容からしますと主体になっておると思うんですけれども、人材確保ということは、その結果として生まれるところのものであって、その点は、私は主客転倒と申しますか、ちぐはぐの感じを抱くわけでありまして、いかがでございましょうか。

○奥野国務大臣 人材を確保することを目的としておるわけではございまして、その目的を達成する手段としてはいろいろなかがあるかと思うのでございまして。その手段として、一つの問題点としては処遇の改善、これは大切だと思いますので、その処遇の改善を中心にして、この法案を提出させていただいておるということでござい

す。

○安里委員 大臣のこの法案に対する、あるいは所信表明の中におきましてうかがわれる一つのことは、教職員の処遇が悪い、だから人材が集まらない、だから人材を得るためには処遇をよくしなければならぬ、こういう趣旨のことがうかがわれるのであります。

確かに、処遇によりまして人材が去る。ことに、初任給におきまして、一般よりも優遇をされておるような形であるけれども、これが十年、十五年あるいは三十年とたつてきますならば、非常な差が一般との間に生じてくる。こういうようなあり方は是正しなければならぬ。教職員が将来に對して、大きな希望を持ってその職務に励むというふうな道を講ずるといふことは、大事なことだと思ひますけれども、私が基本的に非常に疑問に思ひますことは、処遇が悪いから人材が集まらないんだ、逆に申しますと、現在の制度の中においては、教職員の質あるいは人材というものが、そのために悪いんだというふうな感じを持たされるところの政治姿勢というものが、そこに感じられるものがあるのです。

特に私、このことを申し上げるのは、教職員という特殊なと申しますか、人間をつくる大事な職務でございまして。としますならば、教職員というものは、そのとうとい使命観に應じて、ある場合には物の多寡を離れて、もっと精神的な面と申しますか、そうした面が、教職員の職務を遂行する上において非常に大事な要素をなしておるんじゃないだろうか。給与の多い少ないということが、人材を確保する上において非常に多いんだ。あるいは事実そうであるかもしれない。しかし、それは事実であるが、あるいは政府の基本的な考え方になって、処遇が悪いから人材が集まらぬのだ、だから処遇をよくして人材を集めろんだと、これは教育に對する、あるいは教職に携わる者に對するものか。現実には、それはだれしも処遇あるいは世の中の評価というものは、その待遇のいかんによって評価する世相もございまして。ありまじうけれども、これは表面の中に打ち出されるべき問題じゃないんじゃないか、こういう気がするわけ

です。

私、特に言わんとしますところは、いまの世の中というものが、人間より物を大事にするというふうな、物によって人間が評価される、こういう風と申しますか、むしろそれを基本的に改めようという、改めなければならぬんじゃないか。これはあらゆる政治姿勢の中にも出てくると思うのでございましてけれども、人を大事にするというところの基本的姿勢。ところが、この法案に流れるものは、やはり人をつくる教職員でも、物というものが重要視されるんだ、こういうふうな感じが法案の底に流れているような気がします。私は、これを基本的に改めなければ、これはほんとうの人間、物質だけではいかないところの人間像をつくる上において大事な問題じゃないか、こう思うわけでありまして。これについて大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○奥野国務大臣 安里さんのお話、私にはよく理解をすることが出来ます。また、政府がこの法案

の提案にあたりまして、そういうお気持ちもよく理解しながら提案をしているつもりでございまして。やはり人材を教育界に導入するいろいろな問題があると思うのでございまして。また教育界に對する社会的評価、これが高いものであるかどうか、これも大切なことだと思ひます。教育界に對する社会的評価が高いことを期待するには、教師一人一人の資質が向上していくことも重要なことだと、こうも思うわけでございまして、そんなことも考えながら、今回は五千人の方々に海外に出かけてもらう。そうしてその資質の向上につとめてもらう。また、そのことが教職に魅力あるものにしていくということになるのではないだろうか、こういう判断もしているわけでございまして、人材を教育界に導入するについて、ただ処遇だけで問題を解決しようという考えはさらさらございせん、いま安里さんのお話したいただきました点は非常にとうとうと私たちも考えているわけでございまして。

○安里委員 私が申し上げたいのは、この法律の主とするところは、学校教育、ことに初等教育の持ちますところの非常な重要性、これに對しまして、普通の労働者とは違った勤務を教職員はやっております。責任の重要性、またその社会へ及ぼすところの貢献度、これも非常に大なるものがある。あるいは一般の労働者の方でありますならば、ある場合、目に見えるところの経済的生産というもののつながって重要視されるかもしれないけれども、教育の面はそうではないんだ。単に物質だけでは割り切れない、また評価できないところの大きなものを持っている。こういう教職員の苦勞と申しますか、使命に對しまして、政府がそれに対して應ずるだけの待遇をしなければならぬ。だから、それに應ずるだけの措置をするんだ、私は、これが基本にならなければ、どうも給与が悪い、待遇が悪いから人材が集まらないんだ、だから人材を得るためには給与を上げなければならぬ。これは何だか発想の基本におきま

し

て、教育に對します、そして教育に従事する者に對します認識というものが、そこに何となく割り切れぬものがあるのではないか。ですから、人材確保ということが主体でなくて、教育に携わるところの人々の重要性、またその勤務の実際の状況、これに当然政府として應ずるだけの給与をしなければならぬ。これが結果としては人材がそこに集まってくるという結果を来すのでございましてけれども、人材を得るために給与を上げるんだという発想は、あまりに教育を物質的に見過ごるのではないか。そこに、いまのこの法案の中に流れますところの思想が、私には割り切れぬところの問題が実は残されておる、こう思うわけでありまして。重ねて大臣のお考えをお聞きしたい。

○奥野国務大臣 この法律は、教育界に人材を確保したい、その手段としてはいろいろなかがあるけれども、やはり給与、処遇の改善、これも大きな要素をなしておる。したがって、その手段のうち給与の面についての特別の措置を定めたいというところで、この法律を提案させていただいておるわけでありまして。人材確保のあらゆる法案を網羅しておるわけではなく、人材確保のうち一つの手段として給与の問題、それについての特別の措置を法律を通じてきめたい、こういうこと

でございます。

しかし、読みようによつては、いま安里さんのおっしゃったような誤解、疑問が出てくること、これはよくわかります。それだけに、この法案の趣旨につきましては、そういうことのあるまじやうに、十分精神を強調するといふ努力は政府としても怠つてはならない。お話を伺いながら、強くそういうことを感じさせていただいたところでござい

ます。

○安里委員 重ねて申し上げるようでござい

質的な問題によって教員が評価されるんだという気持ち、また一般といたしまして、学校の先生方はうちのおやじよりも、うちの兄貴よりも安い給料をとっておるんだ。これによって先生方が社会的に低く評価される、こういうような風潮を根本的になくすることが必要ではないか。

いま政治の中におきましても、一番大きな欠陥というのは、人間よりも物が重要視されたことがすべての政策の大きな誤りと申しますか、方向づけの基本的な問題として直さなければならぬ問題だと思っておりますが、少なくとも教育の面におきまして、金を上げたから人材が来たんだ、待遇が悪いから人材がいまいんだ、こういうような発想は、それ自体、物中心の政治政策というのが樹立される基本になってくるんだ、こう思うから、私はあえて強くこのことを申し上げるわけでございます。

あわせて、これはあとで質問も出るだろうと思っております、私はきょうの新聞を見て驚いたわけでございますけれども、大事な大学の設置に関する審議委員ですが、そういう方々が収賄した、警察のごやっかいになるような捜査の対象になったということが大きくあらわれております。私は、そこで、そのことをいまあわせて考えまして、教育の場においてもものというものがこんなな教育界を毒するかというのを思いましたときに、はだ寒い思いがさせられます。あとで大学局長にもいろいろお聞きしたいと思っております。また他の議員からこの問題について詳しい質問があるいはあるかもしれせんけれども、この問題に對しまして、本法案に関連をいたしまして、どうも教育の面においてもものが中心だというところの風潮というものが、知らず知らず醸成されているのではないかと、こう私は思います。大学のいま起こっておりますところの、新聞に報道された不祥事件に對しまして、大臣のお考えをお聞きたいと思っております。

○奥野国務大臣 全く私も同感でございます。特に教師につきましては、深い愛情や使命観を従来

からも強調しているわけでございまして、物質的なことだけで問題を考えるべきでない。そういう意味におきまして、この法律案につきましても誤解のないように、政府としても努力を続けていきたいと思っております。

福岡の歯科大学につきまして、また問題が起こってまいっているわけでございまして、深い責任を感じますと同時に、従来から申し上げておりますように、私立の医科大学、歯科大学の問題につきましても、抜本的な改革を私としてははかっていきたい。そのために、すでにいろいろと調査も続けておるわけでございまして、まことに申しわけのないことだ、かように考えているわけでございます。

○田中委員 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○田中委員 速記を始めて。

この際、暫時休憩いたします。

午前十時五十七分休憩

午前十一時十三分開議

○田中委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教職員の人材確保に関する特別措置法案を議題とし、質疑を続行いたします。安里積千代君。

○安里委員 先ほどの大学の設置に關します、大事な審議に關係しますところの、大学の教授がそれに關連して収賄をしたといったような事件が大きく報道されております。

そこで、詳しいことは時間もございせんけれども、このいきさつ、またこれに對して文部省としてどのような考えを持っておられるか。またこういうことの起こるところの素地をなしているものは何であるか。こういったことによつて大事な教育の面に對しても一般の疑惑、不信感を助長する非常に大きな問題だ、このように思うわけであ

りますが、その経過や、あるいはこれに對する当局のお考えを、局長からでけつこうでございいますからお述べ願いたいと思ひます。

○木田政府委員 先刻来御指摘がございいますように、たいへん申しわけない事件がまた起こったわけでございます。

福岡歯科大学は、四十六年九月三十日に歯科大学の設置認可申請書が出てまいりました。申請書が出てまいりますまでの間、福岡歯科大学のほかは西日本歯科大学という二つの大学の認可申請がうわさされておりました。農林省に農地転用の許可申請等が、二つの大学の別々の課題として出ておりました。そういう關係で、地元の福岡県の知事その他御当局の方々が、これを一本化するという御努力を続けられたのでございまして、九月三十日には福岡歯科大学の設置認可申請書として、一つの大学としての認可申請が出てまいりました。

しかし、この教官組織につきまして、また施設整備等が非常におくれておりましたものでございしますから、その秋の、十月、十一月にかけましての審査の過程では、この状態での学校の設置認可は認めたいという雰囲気が強うございました。

その間、この福岡歯科大学の設置に關連いたしまして、福岡県立の九州歯科大学から、当時、そのときに二十四名の教員を割愛するというような内容にもなつておりましたために、九州歯科大学のほうでは、一挙に大量の教官が転出をするということをめくりまして、大学での紛争が起きたという経緯がございました。

本来ならば、十二月までに、いいものは可の判定が審議會で出るのでございますけれども、問題もたくさんあることとございしますので、四十七年二月にあらためて実地視察をいたしまして、その段階でなお教官の整備その他について十分と認められないということのために、三月十六日の大学設置審議會におきまして、福岡歯科大学は設置を保留ということにされたのでございします。

て、六月に新たな委員で役員も改選いたしました。組織を整え、審査を開始したのでございますが、その新たな設置審の組織ができましたあとで、さらに六月二十四日、設置審の關係者が現地にまた出向きまして、その後の事情その他の経緯を取り調べ、開学を四十八年四月一日に変更するという変更申請を受けまして、その後の教官の補充整備、さらにまた、九州歯科大学から転出したします教官のあとの手順その他も全部確認をとれたものでございしますから、七月になりました設置審議會で、この段階までくれば大学としての認可をして差しつかえなからうという答申をちょうだいし、文部省としては昨年の七月二十七日に設置の認可をいたしまして、本年の四月開校ということと開学を認めた次第でございします。

その後、ことしの三月になりました、百二十人の入学定員に對して二百八十名近い合格者を発表するということが伝わってまいりましたので、四月、五月と二度にわたりました、穂坂理事長その他關係者を文部省に招致をいたしまして、その入学者についての是正措置その他を求めたという経緯でございます。

この間、問題になりました当桐野忠大委員は、大学設置審議會の四十六年当時の委員でございまして、第四部会に属し、福岡歯科大学の設置の地視察その他は四回ほど行つておりますが、他の委員が主として担当しております、桐野委員は実地視察の委員には加わっておりません。でございますから、十名ほどの部会の構成員の中の一人であつたという点で、確かに直接の担当はいたしてあるものでございします。桐野委員は、齒科關係では御経歴の長い方であり、設置審議會でも、いろいろと当時までは、齒学の専門關係者として、お手伝いをいたしていたという経緯もございします。審議會の本委員としては四十五年五月から四十七年四月までの二年間、一期だけの在任で終わつた方でございますけれども、こうした特定の方だけそういうようなことがあるとい

うことは夢にも考えておりませんでした。新聞で、他の視察に参りました委員にも知事等から物が贈られたということもございまして、私どもも至急に御関係の方々にもその事実も確めた次第でございますが、一番中心になられました山本、これは大阪の教授でございますが、知事からそういう話があり、物も贈ってきたが、返したというように話を聞いて安心もしております。こうした委員の中で、このようなことに申しわけないことが起こりましたことは、設置審の全体に對しても世間の疑惑を招くことになる次第でございます。私どもとしてはほんとうに申しわけない次第だと思ふ次第でございます。

審査そのものは、関係者が当時相当慎重に、合計四回も――前期の委員と後期、新しい、この桐野委員がやめたあとの次の設置審の構成で、合わせて四回、関係者が視察に行き、職員構成その他で疑念のありました点につきましては、十分心証を得るところまで論議を重ねていただいたというふうなことを考えておりますので、こうした運動のためにこの処置が曲がったというふうには考えない次第でございますけれども、いずれにいたしましても審査の公正に對して、非常な不信の念を皆さんにお与えするような事件が起こったということとは残念しくございまして、今後の措置等につきましては、大学設置審議会の委員は、全般的には関係団体の御推挙によって構成をいたしておりますけれども、こうした事件を契機にいたしまして、委員の方々にも一そう慎重な御配慮を願うようにして、名譽の回復につとめたいというふうな考え次第でございます。

○安里委員 教育に對する一般の普及、それから特に高等教育を受けようとする者の大量化、そうして一般に教育が大眾のために開かれたということに乘じまして、この事件ばかりじゃなくして、これまでも國民のひんしゅくを買うようなことが教育界に行なわれるということは、たいへん残念なことであると思うのです。どこか狂っておるのではないかという気持ちがいまして、こう

いうことが起こること自体、教育行政に對しまするところに欠陥があるのではないかと、私はそのように思うわけであります。

繰り返すようにございすけれども、いまのすべての社会というものが、どうしてもやはり物質中心になつてくる、政府自体も、また経済発展あるいは経済伸張、そういうことで、政府の施策そのものがやはり物中心、こういふことが政治のすべてに私は底を流れておると思うわけであります。この問題に對しましては、当局といたしましても責任を感じておられましようけれども、事教育の基本的なあり方に對します文部当局の一その自覚と申しますか、立場を強く要望しておきたいと思ひます。

この問題に對してあります肝心な問題の時間がございせんので、人材確保法について私二三の点をなお伺ひしたいと思つております。

お伺ひしたいのは基本的な問題になるわけでございすけれども、私がまだ釈然といたしませんのは、公務員の給与に關しましては公務員法、それから一般職に對します給与の法律というものが基本になつておるものだと私は考えております。

そこで、公務員法によるところの給与の基本原則と申しますか、あるいはまた一般職の給与に關しますところの準則、この基本線と、この特別な法によりましてなされるところの処遇改善といふことのかみ合わせでございすけれども、給与に關しますところの基本的な線と、それからこの法によりましてところの特別な処置、これとの関連、矛盾はないのか、あるいは基本原則がこれによつてくつがえされてくるということにならないか。なお、この法をつくりますること、公務員法並びに一般職の給与に關する法律、これとの関連と申しますか、この原則を破るといふたようなことになりはせぬか、こういう気がするわけでございすますが、これは人事院總裁からお答え願ひたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 結論を先に申し上げますと、いまおあげになりました公務員法なり一般職の給与に關する法律の基本原則にはいささかも抵触いたしません。その前提となります考え方は、最初安里委員いみじくもおっしゃいました人材確保という文字に關連していろいろお話を聞かせたいだいたわけですが、私どもの立場から給与法上の根本原則からそれを申し上げれば、要するに給与法の基本原則は、それぞれの職員の職務と責任に應じて給与上の待遇をするというのが基本原則、したがって私どもは、その職務と責任を常に考えながら、それに應じた処遇をしていかなければならぬという気持ちをもつて今日まで来ております。その点から申しますと、この学校の先生方の給与というものは、その職務と責任の重要性からいふと、はなはだわれわれの微力を露呈することになりますけれども、まだ十分であるとはいえないという気持ちを持っております。しかし、われわれとしては努力はしてまいりました。

御承知のように、官民比較の原則の中でのやりくりでありますために、思う存分なことではできませんけれども、たとえば国立の学校の教員の方々と私立学校の教員の方々とを比べました場合に、官民の格差からいいますと、実は国立の学校の先生の方々がすでに高いわけです。これは看護婦さんについても同じようなことがいえるわけですから、それにもかかわらず、いまの職務と責任の重要性といふことに目を付けて、私どもとしてはできるだけその辺の配分について努力をしております。しかし、この努力にもどうしても限界がある。結局理想のところまで持つていくためには、一般職の行政職の人々の分け前の分まで、今度はこっちに持つてこない、われわれの理想は達成できない。これは官民比較の基本のたてまえを堅持する以上は、そういうことになるものから、そういう苦しいやりくりの中で、しかしわれわれとしては努力を重ねてまいりましたわけでありまして、今度こういう法案がออกมาして、あるいはまた予算上の裏づけも出てまいりますと、わ

れわれは、そういうことを心配をしないで、そうして待遇改善をこころがけることができるわけですね。その意味では基本的なむしろ公務員法なりあるいは給与法の基本原則からいって、これが職務と責任に應じた処遇になる。これが、逆にこの法律によつて職務と責任に應じない、むしろ逆のことが要請されているということであらばこれは一大事で、いまお述べになりましたような法律の趣旨に反することになります。これがどうであるに、むしろこの法律の趣旨に沿った措置をこころで御立法いただくということになりますから、その意味では、いささかも抵触しないというふうな考えておるわけでございす。

○安里委員 職務と責任の度合いに應じて給与を定める、こういった基本原則であると思ふならば、そうしていま要請されておりますと同じ意見、つまり教職員の持つところの職務の重要性、その責任の重さ、そういったことを考えて、それを基本にして給与は定めるという大原則がございす。そうしますと、いまおっしゃいましたような原則を堅持し、そうして人事院が權威を持つて、勇氣を持って他の行政当局からの干渉を受けずに、人事院自身の立場からこの重要性といふものを自覚なさるのでありますならば、現在定められた公務員法とか、あるいはまた一般職の給与に關する法律の線で、しかも實際においては、いま文部当局から要請されておるような優遇措置を講ずることも可能じゃないですか。いまお話しになりますと、その気持ちもよくわかるんだが、国会において立法すれば、非常にしやすい。しやういといつては語弊があるかもしれませぬけれども、線は同じなんだ。そうして国会ではその線に沿つてやる。だから矛盾はしない。私が申し上げたいのは、特にこういう立法をしなくても、人事院がほんとうにそういう立場に立つて、給与に對する原則を堅持して、教員の処遇といふものをよくしなければならぬという基本線を堅持しておられますならば、そういう認識に立つならば、法

の改正がなくても可能じゃないか。あえてこの法の助けを、国会の議決を借りなければならぬというところが、ある場合においては人事院の権威と申しますが、職務というものをみずから他に依存するところの処理に対して人事院が左右せられるんだ、こういうような感じも逆に持たされるわけでごさいます。現在の基本原則を堅持して、人事院の権限においてこれをなされるという道もあるんじゃないか。これはどうしても現行法の公務員法とか、あるいは一般職の給与に関する法律では、やはりどうしてもできないんじゃないか。できないからこの法に依存しよう、こういうことになるような感じも受けるわけですが、もう一度総裁からその点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 おっしゃる御趣旨は実によくわかります。また、そのことをあらかじめ踏まえて、先ほど一通りのお答えをしたわけでごさいますけれども、言いかえれば、もっと伸び伸びと待遇改善の方向へ徹底した措置をとるべきではなかったか、裏からいえばそういうお考えが出てくる。それをしなかったのは、人事院の意図ではないかというところにもつながってくるわけだろうと思ひますが、そのために、先ほど申しましたことは、その理想線まで改善をいたしましたためには従来われわれが考えておりましたまじからいうと、どうしても壁がある。すなわち、行政職その他の職種の分とされてしかるべき分け前を、先生方のほうへ持つていって、そうして待遇を改善していくということも考えてきますと、そういう面への気がねなしにはそう徹底したこともやれないというところが一つあった。これは率直に申しまして、事実としてあったわけでごさいます。したがって、行政職の人たちは、先生たちの分までおれたちがしわ寄せを受けて、犠牲をしいられてあるんじゃないか。先生たちのほうは、また、行政職の人々のやっかいになって心苦しいという面があるわけでごさいます。非常に言い方はオーバ

ーでございますけれども、実は、そういう面がある。それはわれわれの勇気が足りなかったからではないかという御批判はあるかと思ひますけれども、われわれとしては、全体の給与勧告のたてまえからいって、できるだけのことはしますけれども、それにはどうも限界があるという気持ちで、ですから、先ほど申しましたように、たとえば行政職と教員の方々の給与を考えれば、民間との比較においては、すでにも国立の先生方のほうが水準において高いにもかかわらず、なおそれに輪をかけて、行政職の犠牲のもとに優遇を続けてまいりましたという努力だけはしてきたわけであります。今度こういう法律ができましたと、これは非常に抜本的な一つの根拠をお与えいただけますから、これが成立すれば、行政職の人たちに対する気がねもなしに、伸び伸びと先生方の待遇改善ができる。また行政職の方々も喜んでいただけるという――それは直接の関係でありますけれども、間接の公務員全体の面からいいますと、これは非常にプラスになる大きな手かきかきを国会がお与えいただくことになるわけで、その意味でわれわれは非常に喜んでおる。ぜひ成立させていただきたいと考えておるのほうはそういうところに理由があるわけでごさいます。

○安里委員 お気持ちは何かよくわかるような気持ちがあるわけですが。ただ、私はいまほんとうに理論的な立場からそのことを見たいし、ことに給与に関する大事な問題、人事院が設けられておる趣旨ということも、私が申し上げるまでもない立場において人事院は設けられております。公務員法の六十四条二項によりますと、「俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適当な事情を考慮して定められ、人事院の権限というものは、私は非常に大きく与えられておるものだと思います。団交にかかわる給与の決定、しかもその責任を負うて、人事院に大幅な権限というものが与えられておるわけでありす。これは一面、人事院の独自性、そして判断に信頼す

る大きな事項だと思ひわけでごさいます。そこで、従来「人事院の決定する適当な事情を考慮」する、人事院とされましては、この条項に従ひまして「適当な事情を考慮」するということの運用というものはどのようになされておりましたか。やはりこれに對ししても、一定のワケというものがあろうとは思ひますけれども、その人事院の決定しますことの「適当な事情」の基準と申ししますか、それを明らかにしていただきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 そこにもございますように、民間の給与などの比較を一つの基準として法律が掲げております。したがって、私どもとしては、従来各職種ごとに民間のそれぞれの対応職種との給与の比較をして、民間が高ければそれに追いつかせるといふ形で給与改善の勧告を申し上げておったわけでありす。先ほど触れましたように、大学の先生をはじめとする教職員の方々の場合、それが典型的な例としては、看護婦さんの場合があらす。これは民間の同種の職種の人と比べてみますと、ここのほうがすでに高い。民間に合わせると、むしろ下げなければならぬという冷やかなデータとして出てくるわけでありす。それにもかかわらず、なぜわれわれとしてその優遇をしてきたかといふと、いまの「事情を考慮」してということの一つの運用として、そこにわれわれの考慮を加えさせていただいておる一つの例として申し上げれば、先ほど来のお話とも結びついて御説明ができるわけだと思ひます。

○安里委員 大臣のほうにお伺ひしたいと思ひますが、公務員法の二十八条には、「この法律に基いて定められる給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適應するように、随時これを變更することができ」という規定がございますが、国会に立法の要請を要した裏にはこの二十八条の精神をくんでの立法要請でございまいしょうか。

○奥野国務大臣 それも一つの根拠と申し上げることができると思ひます。

○安里委員 それも一つのおっしゃいますというところ、ほかにもあるということになろうかと思ひますが、公務員法で定められたところの給与の基礎事項、国会によって一般社会の情勢に適應するように随時變更することができ。国会で法律をつくりますれば、それに應じまして公務員法に定められたところの給与の基礎事項というものが変えられる、変えてよろしい、こういう規定があるので、私はこの法に従つて、特にいまの人事院において定められたところの基準は、公務員法に定められた基準はあるけれども、特別に国会においてこの二十八条に基づいて特に立法をするんだと、政策的な立場からいふと、そういうふうにも私は受け取ったのでございすけれども、それもあつた、こうおっしゃったのでございす。もう少しその点、この法を、一般給与に関する、あるいは公務員法の給与に関する規定とは別に、この法を特に設けなければならなかったという基本的な根拠と今更なるものが明らかにせられませんかというところ、私は今後給与に関するところの基本原則というものが、立法によって、どんどんどんどん――これはオーバ―かもしれないけれども、くずされる可能性も出てくるんだ、こういう危惧の念を抱くのでございす、いかがでしようか。

○奥野国務大臣 公務員の給与をきめず場合に、国会がみずから裁判官の給与のようにきめておる職種もございすし、もっぱら人事院の勧告を待つて、その勧告に従ひまして国会でおきめをいただいているのと両方あるわけでごさいます。教員の問題につきましても、あくまでも人事院の自主的な勧告権限にゆだねられる職種として将来も考えていきたい。しかし、いろいろな判断からぜひ教員の給与については抜本的な改善をはからせていただきたい、そのことが日本の将来のあるいは現在を考えた場合に、非常に重要な問題だ、こう考えておるわけでごさいます。

同時に、人事院総裁もお話になっておりますように、職務の困難、複雑及び責任の度合いその

他いろいろな条件で人事院がきめて勧告をされるわけでございますけれども、そういう問題と抵触するものではない。複雑、困難、責任、次代をになう青少年を育成するという大きな責任を持つわけでございますので、その責任の度合いは私たちは非常に大きなものがあると考えております。また専門的な知識を持たなければならぬ、教育的な技術も養わなければならない、そういういろいろなことを考えてまいりますと、困難とか複雑とかいうような問題につきましても、特に教員の場合に、給与について思い切った改善をはかっていくこと、これは重要なことではないかと、これも考えるわけでございます。

したがって、国家公務員法に定められておる給与の諸原則、それからはずれるものではない。しかし、こういう法律を制定しないで私たちはできない。先ほど何条でありましたか御指摘になりましたけれども、官民格差とか、賃金とか、そういうことを調べながら、毎年改善を勧告してきていただいているわけでございます。そういう問題を離れてこの際大幅な給与改善を行なおう、こういうわけでございますので、国会が人事院に自主的な勧告権限、これを与えていただいている。それに加えて今回提案しておりますような考え方を、それをきめていただいて、その考え方を人事院が自主的に勧告をしていただく。そういうことによって初めて人事院としても責任のある勧告をなさることができるようになる。うか。もし、それでなければ、たいへんな混乱になってしまふ。人事院総裁が幾ら抜本的な改善をしたとしても、私は限界があるのじゃないだろうか。もし思い切ったことをおやりになれば、他の職種等からたいへんな反発を人事院当局がお受けになり、たいへんな混乱を来すと考えておりますが、そう考えますと、国権の最高機関であります国会において、公務員給与についてどうあるべきだということについて、今回のような考え方をきりきり定めていただくということが、四十八年度における給与改善の勧告のみならず、将来にわたる公務員給与のあり方についての一つのささえになっていく、かように私たちは考えておるわけでございます。またそういう意味においてこの法案を提出させていただいているわけでございます。

○安里委員 特殊な立場、あるいはその使命の重要性、これが現在の公務員法あるいは給与の原則の範囲内ではなかなかむずかしい。そこで国会の同意のもとに、この給与の改善をしよう、この気持ち、また趣旨は、理解できるわけでありま

【委員長退席、西岡委員長代理着席】
ただその場合に、一般職のほかに、この原則で定められておるところの職務の複雑、困難あるいは責任の度合い、これをどのようなふう

に解するかということによって、私は教職員の場合だけじゃなくて、その他の面にも及ぶ可能性というものがそこに出てくるのじゃないか、こう思います。

そこで、他の一般職と比較して、職務の複雑、困難、責任の度合いというものは、教職員においてはその以上にひとつ大きいのだという認識に文部当局は立っておられるのかどうか。だからして、このワケを、別にこの法によって給与の改善をはからなければならぬ、こういう考えを持っておられるかどうか。

○奥野国務大臣 そのとおりでございますし、同時に日本の将来を考えてまいりました場合には、特に教育の問題を尊重していきたい、そういう意味におきましてもこのような政策的な配慮もあわせて必要だ、こう考えているわけでありま

合の責任の度合い、複雑、重要性、こういうものと、他の一般職の場合における勤務の困難あるいは重要性、そういったものとの対照比較、つまりこういった政策的な立場において教職員の待遇を特別にふくしたということが、しかもそれは人材確保というものが目標であるということになります。一般職の他の場合におきましても人材を確保しなければならぬという要望というものは、単に教育界ばかりでなくあるだろうと思います。そうしますと、人材確保のためにこういった立法というものがなされて、そうしてそれが従来の人事院で定められておりました基準を、あるいは慣例を越えて、このような立法がされるということになりますと、いろいろな複雑なことになるのじゃないかと、いろいろ気持ちがたします。私は、この法

が、やっちゃんけないう趣旨じゃございませぬが、そうしますと他の一般職に、逆になせー教職員の職務の複雑あるいは困難、そういったものと比較して、他の一般職においては、場合によつてはそれ以上のものがあるんだ、あるいは部分的には社会的な評価というものは、あるいはそれに応ずる給与というものが低いんだという局面も、他の一般職の中にもあるのじゃないか、出てくるのじゃないか、そういう場合との将来に対するいろいろな関係というものが、私は生まれてくると思ひますが、人事院のいままでのごらんになった、あるいは処理された立場におきまして、教職員以外にはこういった人材確保のために給与を上げなければならぬというところの職種はないんだ、こういうふうなお考えでございませうか。それともほかにもまだあるんだけれども、教職員の場合においては特にこれが要請されて、この法案に対して賛意を表されておる、こういう立場でしようか。

○佐藤(連)政府委員 先ほどもちょっと触れましたように、たとえば一番典型的な例は私は看護婦さんだろうと思ひます。看護婦さんの方々の、これはやはり人材確保の問題に連なる。看護婦さんが足りなくて困っておるという非常な現実がある

わけです。そのためには、やはり給与その他の待遇を何とかしてあげなければならぬことがありますからこそ、先ほど申しましたように民間の病院の看護婦さんよりすでに高いにもかかわらず、なおそれを改善すべきだという立場をとってき

いた。これは今後もそういう立場でまいりたいと思ひますけれども、そういう点の基本的な面においては、職種職種によつていろいろそれはやはり勘案していかなければならぬことだと思ひますが、それらはわれわれとして、なお今後とも十分努力していくべきだと思ひますけれども、それにつきましてもいまの行政職とのバランスとか何とかというような基本的な点につきまして、こういう法律が成立しておればわれわれとしても相当そういう点の気がねなしに、他の面についても従来とは変わった勧告の手がかりをつかむことになるんじゃないかという意味で、これは直接の先生方に対する問題とは離れた問題で、いまたまたま御指摘になりましたほかの職種に対する人々の関係でも、これは一つの大きな突破口になるんじゃないかという期待を持っておるわけ

です。○安里委員 いま例をあげましたところの看護婦の場合も、まさにしかりだと思ひます。そして、現にその待遇の改善というものが要求されておる。あるいはまたおっしゃるように、他に比較して考慮しておるということもわかります。私がいまお聞きしたいのは、そういういろいろな事項というものが他にもあろうと思ひます。それは従来の公務員法あるいは原則であります一般職の給与に関する範囲内において、人事院の権限の中におけるその処置でやられようとするのか。いま突破口ということをおっしゃったのでございませうけれども、この法律ができることによってそういったワケをはずす、あるいはそういうものに対しての待遇改善をするための一つの大きな事例としてこの法案がある。この法案があるとすれば、こういったことを基礎に置いて、あとは人事院の勧告の中におきまする、人事院独自の立場において配慮するところの一つの突破口だ、こういうお

が、ことさらこのことばをきょうお使いになられる文部大臣の真意を、気持ち私を私は承りたいと思うのです。

何かきょうの教育というものを中心とした社会のいろいろな問題に対して、大臣、悩んでおられるのじゃないか、あるいはこれを解決するため
の決意があるんじゃないかというふうには私は非常
に、いつも出される、普通使われていることばで
ございますが、この際大臣に、もしそういうもの
があるならばお聞きしたい。

先日「学校教育」ということばについていろいろお話がありました。ところがそのときには、学校教育というものが、この法律の中では義務教育諸学校の先生だけを対象にするように書いてあるが、しかし、気持ちとすれば——気持ちではなない、できるならば高等学校あるいは幼稚園をも対象にしたいのだ、すべきであるということ、「学校教育」ということばを使ったというふうな便宜的なこと、ちょっと私は失望したのですが、もったいもない時代をながめて、だいぶ決意するものがあるのじゃないか、こんなふうに思って、まずこれからお伺いをしてまいりたいと思います。

○奥野国務大臣　かねがね、教育が日本の将来を左右するものだ、いまの青少年がやがて日本の国家社会になうんだ、こういう気持ち強く持っているわけでございます。同時に、総理大臣の施政方針演説にこの表現が出ているわけでございますので、あわせてその表現をとらしていただきましたというのが経過でございます。

○小林(信)委員 それ以上私ともに大臣の気持ち
を伝えるものがないというならば、非常な私は失
望をするわけでありますが、総理大臣だって確か
に施政方針演説の中で、教育のことには多少触れ
ております。多少触れておりますけれども、総理
大臣の教育に対するほんとうの考え方というふう
なものは、私はたいへんに残念なものがあるん
です。いろいろな諸政策を見ていけば、そういうこ
とが言えるわけなんです、もちろんそれを体し
て教育行政をするのは文部大臣であるから、おれ

がその全面的な責任を負っておると言われればそれまでなんです、いまのような簡単なおことばでなく、もっと現代というものを、世相というふうなものを考えになって、学校教育にもっと力を入れなければならないというようなものが具体的に述べにられると思っただんですが、まことにその点は残念でございます。だからといって大臣にないとは私は思っておりませんが、たとえば現在の社会情勢、これは具体的に申し上げれば、買いためはするわ、売り惜しみはするわ、そうしてどんなに一般大衆が物価高でもって困っておっても、自分さえもうければいい、そういう思想の中で世の中は動いていく。おそらくそういう中にはまともな考えをするのは損をするというような気持ちさえ出ている時代だと思います。そういう中で、そういう人たちが多く公害を出して、日本列島全体が公害でもって埋められる。その公害を出す人たちは、もうけさえすればいいということであるいろいろなものを廃棄する。あの人たちはそれが人々に迷惑をかけるということを決して知らないわけじゃないと思いますよ。みんな知っているんです。しかし、経済成長というふうな名前で、私たちの私腹を肥やすためにあえてやっておる。私は公害対策特別委員会、こういう実情を諸所見てまわりまして、いかに企業を営む人たちに、良心とか全体というものを考える気持ちが少ないか、ということを感じたことがたびたびございます。大臣が知らなければ、この際詳しく申し上げてもいいのですが、これに対する一般の、公害を受ける人たちは、金をくれるとかなんとか、いろいろな公害対策を講じてくれるという中で、私も直接接したことがあります、水俣病にかかった人たち、植物的なからだになっておる子供を抱いたおかあさんが、私は金よりももの、人間の姿に返してもいい、抱きたいんだと言う、こういうことばの中には、いまの世をのろう、あるいは政治に不信を抱くというふうなものが満ち満ちていると思うのですよ。そういう中で、教育というものが従来の、あり方ではその目的を達することができない。こ

うした時代の深層というものを考えていくときに、学校教育の重大さを再認識しなければならぬというようなことから出発されておらなければいけません。教育をしている人たちにもいろいろな立場があり、必ずしも全面的にきょうの教育をしている人たちはを認しておるとは思いません。いろいろな批判もあり、いろいろな賛意も表されておる、そういうものに對して、大臣はおそらくこれを等閑視しておるわけじゃないと思います。世間はいま日本の教育というものに對してこう判断をしております。教育熱は確かにある、しかし、教育は不在である。自分の子供だけエリートコースを通して、上級進学ができればいいという教育の熱意は満ち満ちております。しかし、ほんとうに教育を理解し、そしてほんとうの教育を求めて自分の子供が成長するというようなことを考える人はいない。というふうに、きょうほど教育の熱意というものが盛んなときはないけれども、教育は不在である、こうまで極論をする世相も生まれておるわけがあります。こういうものに對して大臣はどういうふうにお考えになるか。あるいはそれに對する一つの深刻な考え方の中でこの法案が提出をされたんじゃないかと、私は大臣を非常に思うあまりそういうふうに想像したのですが、大臣はそれくらいのことはいくらもまえのことだとおっしゃるかもしれませんけれども、これは私の一部の考え方でもありますから、何かそういう点でお考えになっているものがあったら——この法律の大事な表題でもあります。その表題にもっと肉をつけていただくことが大事じゃないかと思うのですか、どうですか。

○奥野国務大臣 いま小林さんが指摘された問題、私、みんな全く同感でございます。私はやはり、戦前間違った道を突っ走ってしまった、そして、異民族の支配のもとに服さざるを得なかった、そして、戦前の考え方がすべて悪かったといふことで、自由な民主的な社会をつくろうと努力をしてきた、そして今日に至って、相当な混乱が起きているように考えております。

たとへば自由という問題、大切な問題でございます。しかし、自由な社会にしていきたいと思います。は、やはり何といひしても自我の抑制が基本にならなければならぬと思うのでございますけれども、いささかもそういう問題については触れてこなかったような感じがいたします。また、社会の中で生活していくわけでございますから、社会が充実してこなければ個人の生活は充実しませんけれども、社会の問題、全体の問題に触れたがらなかったというようなことからいろいろな混乱が出てきておると私は思います。

同時に、いま大学の問題にもお触れになりましたが、戦前の大学というのは、国家枢要の人材を育成するということで、ごくわずかな人たちが大学教育を受けたわけでございますけれども、今日では三〇％の人たちが大学に進んでいるし、これをさらに四〇％に持っていこうとしているわけでございます。だから、私はしばしば、国家社会の中核的な形成者を育成するんだ——大学を出たからといって特別なことはないわけでございます。普通のことでございます。しかしながら、なお社会は戦前の大学卒業を夢みている。そこに学歴偏重の社会の姿があるんじゃないだろうか。だから、有名校へ有名校へと父兄は子供をかり立てる。したがってまた、入学試験中心の教育になってくる。受験勉強中心の教育になってくる。そこにはほんとうの人間形成が忘れられてきているんじゃないかというところもあるんじゃないかと思うのでございませう。これが一つのちぐはぐな姿じゃないだろうか。戦前の姿から戦後の姿——戦後の姿には長い時間待たなければならぬのかもしませませんが、とにかく戦前間違っておったということを通して、いい点についての反省も十分でない面が今日あるんじゃないだろうか。ある意味においては精神的な混乱状態にあるんじゃないか。いだろうか、私はこういう気持ちを持っておるわけでございます。そういう点につきましても、正常な教育になお深みを加えていくように今日力を入れて

を入れなければならない非常に重大な問題を多く教育界はかかえておる、こういう考え方をしておるものでございます。お話しの内容全く同感でございます。

○小林(信)委員 ほんとうはそういうものを具体的に検討して、文教行政、どこに責任があつたか。——これは、私はいつも持論で申し上げておるのですが、文部大臣だけが常に教育的なことを考えておるのではなくて、一国の大臣という名前がついたら、自分のする仕事すべて教育的な面から検討するようであれば、教育行政は可能じゃない、私はそれほど考えておるものでございます。

実は公害対策特別委員会、いま公害によって健康上被害を受けた者に対して補償をする法律が論議されておまして、きのうもその問題で参考人をお呼びしたわけですが、たまたまお医者さんだけが午後に残ったわけです。そのお医者さんたちからいろいろ話を聞いておる中で、私はこう申し上げた。法律をつくらなくとも、もう一切公害の問題は解決したように政府も考えるし、また国民も、いままでの慣習からそう考えがちだ。しかし、この法律は、国民全体の、特に企業を営む人たちの良識とか良心とかいふようなものが喚起されなければ何にもならないんだ。どうかすると、それを忘れちゃって、もうそれでもって免罪符になる。法律が出たということで、企業が、自分たちの責任は免罪になった、どんどん出していい、そして、この法律に載っている賦課金を出せばいいんだ、そういう状態にまでおちいるようであつては、公害といふものを絶滅することはできないんだ、そんなことを私は申し上げたのです。そして、あの水銀でおかされたからだといふものは何とかなりませんかと言いましたところ、一人のお医者さんが、私はいまの医学ではだめだと言いたいのです。しかし、私どもは、これから新しい分野を切り開いて、この病気も何とか救わなければならぬという気持ちを持って、私はノーと言わないのだ、こういうことを言われまして、私も非常に感

銘をし、そういうような誠意、良識というものが積み重ねられていくところに初めて公害という問題が解決するので、法律をつくり、金を出すから解決するなんという問題ではないのだ、こう考えようとしたわけだ。

要するに、環境行政を行なう人も、単に技術的な政策を弄すだけじゃなくて、いかに社会を教育するかというふうな、そういう気持ちがないといけないと私は思ったわけですが、たまたまそういうりっぱな人に出会って、そうしてけさのテレビを見ておたら、先ほど安里さんが取り上げられました九州福岡ですが、福岡医科大学の問題が取り上げられていた。こういうお医者さんもあるのか、こう感じたわけでありまして、よいに教育という問題が、ただ学校教育だけでなく、社会全体に重視する思想というものが出なければだめなんだ、学校教育を重視するその裏に、社会全体も教育をもっと真剣に考えていくものがないればならぬということを感じたわけでありました。

先ほどお聞きいたしました、文部省の御説明を承ったのですが、この際、こういうものが絶対にないようになければ、文部省の威信というものがなくなっていくと思うのです。局長が、たいへんに御迷惑をかけたとか、今後一そう努力したとか、名誉の挽回をはかりますとか、前回も同じようなことを言われましたが、もうこんなことを二度と言わないような、そういう文部省になってほしいと思うのです。

私は、そのために少しお聞きしたいと思つて、この前、浪速医科大学の設置の問題で、ある短大の学長さんが一千万円金をもたらした、何か時計ももらったというのでこれを取り上げられ、これが問題になったことがございますが、金も返済をした、物品も返済をした、だから不起訴になったというふうな結末を聞いております。今回も単にこの該当しておる人に、桐野という先生に贈られただけでなく、ほかの人にも贈られたということが先ほどお話がありました、この際これ

は明確にしてほしいと思つてます。もし文部省のほうで答えられなければ、警察庁のほうから来ておるはずでございますので——まだ来ていません、あなたでわかりますか。まず、そこからお聞きしたいと思つてます。

○木田政府委員 新聞で、つばが大学設置審議会の視察に行った委員及び私立大学審議会の視察に行った委員並びに随行者に贈られたという報道が出ておまして、そのことにつきまして私どももさっそく調べた次第でございます。

大学設置審議会の視察に参りました委員は四回にわたっておりまして、最初に視察に参りました、四十六年十一月に参りました四人の委員に対して、知事から記念品という意味で、土地のものをおみやげに差し上げたというふうな話があったということでございます。しかし、この四名のうち二人の方は海外に行つていらつたので、その処置がどうであつたかははっきりいたしておりません。お一人の方は、知事からそういう話があり、確かにつばが居いたけれども、これは福岡医科大学の關係者に返したという話を私どものほうで聞かしていただきました。お一人の方は、知事さんから手みやげのつばだということ送られてきたというので、どこかにあつたかしらぬというふうなお話でございます。

随行いたしました關係者に対しては、副知事の名前で物が届いたようでございます。これらの点は、そのほかにもいろいろとあつたのかも知れませんが、われわれの立場では、報道されたものににつきまして、事実とその処理についての確認をいま急がしておる、こういう次第でございます。

○小林(信)委員 それはいつごろの話ですか。

○木田政府委員 四十六年の十一月に参りました四名の委員の方にそういうことがあつたようでございます。この届いた時期その他がいつごろのことであるか、ちょっとこまかい日時までわかっておりませんが、四十六年の暮れのことではな

かつたかと考えております。

○小林(信)委員 その随行者というのは文部省の人ですか。

○木田政府委員 この設置審議会の委員に随行いたしましたのは、文部省の大学局の職員でございます。私立大学審議会の委員に随行いたしました者は、管理局の職員でございます。

○小林(信)委員 その人たちにくれたんですね。

○木田政府委員 自宅へ送りつけてきたようでございます。どの程度のものであるか、まだ私も物を見ておりませんのですけれども、土地の焼きものだということ届いたということでございます。

○小林(信)委員 それは返したのですか、そのままだらけですか。

○木田政府委員 文部省の職員には、福岡県の副知事から送られたようでございます。これはその当時關係者は別にそのことと關係ないものと思つて、自分のそれどころへ置いたままになっておつたようでございます。

○小林(信)委員 前にもたびたびこういう問題があつて、文部省の中樞部がしっかりしておれば、そんなものを自分たちが贈られたということだけでも、その事態を問題視し、直ちにこれに善処をするというふうな、そういう姿勢がなければならぬのです。が、繰り返し繰り返しこういうことが行なわれておつても、文部省の係官まで、随行者までそれを平気でもらつておる。そういうところに文部省の姿勢があるのじゃないんですか。もうこれは浪速大学の問題で、認可されるものが認可されないという事態まで起きたのですから、新しく大学を設置するといふものは相当に、こういうことをして、せつなく申請を願つておつても、不許可になつてはたいへんだというぐらゐの気持ちはないんですか、しかしもうこれが常道である、こういうしなければだめだといふような認識を一般の人たちに持たしておる、何かそれは、私は文部省側に責任があるような気がいたします。私はこれを

単に新聞に出た人だけの問題とは全く解しがた
い。

だから、これから警察庁にお聞きいたしますの
で、もっとわかると思いますが、新聞には「福岡
歯科大側が、文部省」——「文部省」と書いて
ありますよ。「文部省、審議会委員、」残念ながら
「国会議員ら政治家に対し、組織的な贈賄工作に
乗り出し」——「組織的な贈賄工作に乗り出し」、
新聞はこういうふうに取り扱っておるのです。文
部省も入っているのです。この点に対してはどう
いうふうに局長はお考えでありますか。いまの程
度のものです。

○木田政府委員 この福岡歯科大学の関係者から
の届けめでもありますならば、委員の人たちもも
う少し注意を払ったかと思うのでございます。し
かし、このとき贈られましたのは、県知事と副知
事から家に、土地の焼きものなどということと贈ら
れたということでございます。注意が足りな
かったといえは確かに御指摘のとおりでございま
すけれども、中にはこのものにつきまして返され
た方もあるわけでございますから、ものについて
の注意が足りなかったという点はもう弁明のしよ
うもないことだと思えますけれども、それ以外に
この福岡歯科大学の関係者から、組織的に文部省
その他にそういう行為があったというふうには全
く考えておりません。先ほど御説明いたしまし
たように、当時から、この大学の審査にあたりに
して、関係者が四度も足を運んでいるということ
は、設置審の委員の方々も相当注意をしながら、
慎重な審査を重ねられた、そして、通常ならば判
定を下すものを、十分でないとして、保留のまま
で翌年まで持ち越して審査を継続したというほど
慎重な扱いを、設置審の委員の方々がしておら
れるわけでありまして、私どもは、そういう委員
の方々に對しまして、大学当局から組織的なそ
うい運動が、贈賄が行なわれたというふうには
考えていないのでございまして、桐野委員のこ
ろに——この桐野委員は、先ほど申しましたよう
に、視察には行かれておらない委員でございま

が、地元の関係の方からそうしたものが届いた、
これを不用意に受け取っておられるという点は、
まことに残念なことだ、こう考えておる次第で
ございます。

○小林(信)委員 そうすると、桐野さんはこのつ
ぽをもらっただけであって、新聞に書いてあるよ
うに、金それから刀というふうなものをもらった
ということとは、文部省では認めてないわけであ
る。

○木田政府委員 ただいま申し上げました、つぽ
を贈られた方としては、実は桐野さん以外の方で
ございまして、桐野さんにつきましては、きのう
の新聞に出ておりましたように、別のルートから
金額と刀が贈られたというふうに承知をした次第
でございまして。

○小林(信)委員 ほんとうに文部省がこの事件と
いうものを知ったのは、きのうの新聞あるいは
きょうの新聞というごく最近ですか。そういう気
配というものは感ぜられなかったわけでありま
すか。

○木田政府委員 桐野さんの事件を知りましたの
は、きのうの夕方新聞を通じて知った次第でござ
いまして、いままでいろいろと、浪速のときもそ
うでございましたが、注意を重ねてまいってあり
ますので、いろいろの陳情その他の運動はありま
しても、こうした金銭とか物品がからむという
ようなことは絶対にない、確信いたしておりま
した。

○小林(信)委員 その確信が、もっとみずから省
みて、こういう場合にはこういうことがありがち
だというふうな、用心をするということがなかつ
たからだと言わざるを得ないのですが、そういう
ことが文部省で、この国会の中でそういう問題を
取り上げれば、今後絶対にそういうことはいたし
ません、注意をいたしますということが、非常に
形式的に行なわれておるからそういうことになる
のではないかと私は思います。

そこで、今年度入学の定員が百二十名であつ
た、それが二百八十名採用された、こういう局長

からの発表がありました、こころ辺がすでに
文部省の権威がなくなつておる。あるところ
は権威が非常に強く働けけれども、こういう金
んが働くようなところでは権威がなくなつてお
るんじゃないか、こういう問題からも、あなた方
はすぐにこれは何かおかしいことがあるのじゃな
いかというふうに察知しなければならぬ問題だ
と思ひますが、別に百二十人を二百八十人と水増
しされても、あなた方は、ほかの学校にもあるこ
とだというぐらゐに見のがされるのですか。

○木田政府委員 先ほどもお答え申し上げまし
たように、そのことを私も承知いたしまして、
二度にわたつて理事長ほか関係者を呼び出し
まして、そして学生に対する入学の辞退を求め
る、また適切な措置を講ずるということについて
の反省を促した次第でございまして。これは四月と
五月の二度にわたつて厳重に注意を喚起をい
した次第でございまして。

しかしながら、言いわけはございませんけれ
ども、毎回国会でも御答弁させていただいており
ますように、入学定員の管理につきまして、現在
の制度の上では、文部省に私学におきまします
権能がございせん。これは今後の大学の管理問
題としてはたいへん重大なことでございます。現
在の制度のままでいかうかという点は、検
討も進め、結論を得て、また御審議をいただき
たいというふうにも思つておるところでございま
す。一たん入れてしまひました学生に對しまし
て、私学に對しましては注意を促して反省を求め
るという以外に、それを繰返すこと以外に、私
どもとしてはとり得る措置がないということは、
たいへん残念に思つておる次第でございまして。

○小林(信)委員 私は、この百二十人を二百八十
人に水増しをしたというところにも、文部省に對
する不信感を抱かざるを得ないわけなんです。こ
うやつてもあまり文部省文句は言わぬだらう。い
ま規制云々の問題がございまして、規制する権
限がない、これは確かにそうでしょう。しかし、戦
後、医科大学が、八十名、百名の定員を持つてお

るところが水増しをしたい、したいけれどもせい
ぜいそれは一割あるいは二割水増しをするくらい
であつて、これはやはり一つの文部省とそういう
私立大学との間の人間関係というふうなもの、法
律や制度で規制はされなくても、何かそこに人間
関係というふうなものが動いて、むちゃなことは
できない、そういうものが続てきたと思うので
すが、最近はそのようなものも破れてしまつて、百
二十人を二百八十人に水増しをするというふうな
ことが平気で行なわれる、そういう点も文部省の
行政のあり方に私は一つの考えをいたさなければ
ならぬと思うのですが、そこで、この入学者は寄
付金を取られておりますかどうか、文部省は調査
いたしましたか。

○木田政府委員 入学者全員ではないようござ
いまして、入学者から集まった寄付が六億近くに
なつておるといふふうなその後の事情で聴取をい
たしております。

○小林(信)委員 おそらく今度はそれがどこへ
打つて出るかといへば、学生の入学金、寄付金と
いうようなものに打つて出ると思つて、そう
いう意味からも、学生がまじめに勉強することが
できるような環境をつくる意味からも、こういう
問題は私はもっと厳重に処していかなければなら
ぬじゃないか。これは、大臣に言いたいところ
は、いまの文部省が行なう文部行政の対象になる
ものとの関係が、こういうふうな状態であれば
あるほど、先ほど私が申し上げました、この際、学
校教育を重視しなければならぬという問題につ
いて、もっと具体的な意見というものが出てこな
ければならぬと思つたわけなんです。——だいたい
本論へ入る気持ちで一ぱいでございますが、とに
かくいまの世相といふものをいろいろ考えていけ
ば、学校教育を重視しなければならぬという問題
がますます多くなつてくるわけでありまして、こ
の際もう少し念を押しますが、警察当局がおいで
になつておりますから、いまお話しできる範囲で

けっこうでございますので、できるだけこの事件の全貌をお知らせ願ひ、もう少し真実というものを知っておきたいと思いますが、お願いいたします。

○中平説明員 現在までの捜査の状況を簡単に申し上げますと、昭和四十六年の十二月月上旬ごろに、当時、私立の福岡歯科大学の設立準備委員会の委員でありました穂坂恒夫、七熊治夫、力武清士、笠原稔彦、この四名の者が一応共謀いたしました、当時、福岡歯科大学の設置認可申請に伴う審査につきまして、まあできるだけ有利な取り扱いを受けるために、当時、文部大臣の諮問機関でございました大学設置審の大学設置分科会の委員でありました国立の東京医科歯科大学の歯学部の教授の桐野忠大に対しまして、日本刀一振りと現金数十万円を贈賄をした、こういう容疑をもちまして昨日逮捕いたしました、現在鋭意真相を究明中でございます。

なお、このほか、この大学の設立の準備委員会の委員でありました大城三春に対しまして、当時、学校の金を千数百万円横領した、こういう事実で、同人についても逮捕いたしました、現在鋭意真相を究明中でございます。

○小林(信)委員 もう一言お願いいたしますが、新聞では、おそらく警察関係から取材したものとありますが、同県警は笠原ら福岡歯科大側が、文部省、審議会委員、国会議員ら政治家に対し、組織的な贈賄工作に乗り出し、ということをご報告されているわけなんです、いま大事な段階でございますから、秘密にしなければならぬというなら私はお聞きいたしません、そういうところに、至るところに問題が波及しておる状態であるかどうか。

○中平説明員 犯罪がありますれば、当然この事案の真相を究明するのが私どもの仕事でございますので、本件につきましても、諸般の情報等がございますので、その点につきましては、今後鋭意真相の究明につとめてまいりたい、こういうふうと考えております。

○小林(信)委員 この問題に就いておきますと、たいへんおしかりを受けますから、以上で終わりますが、私は、こういうふうな文部省が関係するものの中では、全くもう日本の教育というものは、一体これでいいのかというふうな不信感を抱かせるようなものが続出しておるわけでございます、それだけにこの、当初掲げておられます学校教育をいよいよ重視しなければならぬ。そうして青少年の健全を期していかなければならぬという決意というものは非常に重大だ、こう考えるわけでございますが、したがって単に——いま給与の問題でございますが、いろいろ前提をあなたはおっしゃっているわけですが、いろいろな面で文部省は力を入れていかなければ、この世相の中では十分その目的を達することができないじゃないか、こういうふうなままでは申し上げて、先生方の給与という問題について入ってまいりたいと思ひますが、これは私のお願いでございます、学校の先生をしてい

るものであります、山梨大学を卒業して、教育学部ですが、山梨県の採用試験が最初受からなくて、神奈川県での採用試験に合格をして、二年神奈川県で教鞭をとっておりましたが、たまたまこの山梨県の採用試験に合格して、神奈川県から山梨県へ移ったわけでありました。移りましたら、給料がとたんに一万五千元——給料というものが、とにかく手取りのものが一萬五千元少なくなつた。これはひとつ初中局長に、そういうことがあり得るのかどうかお聞きいたします。

○岩間政府委員 神奈川県は、これはだいぶ前から教員の給与はかなり高かったわけでございます、これは東京というものが近くにございまして、教員を選ぶ場合に、やはり東京都の給与というものと均衡をはかるということ、従来、教員定数はむしろしほりまして、給与を高くするというふうな方針をとってきたわけでございます。そういうわけで、おそらく神奈川県と山梨県の間にかんがりの給与格差がございまして、そういうこととていまいのような事態があったということは予想されるところでございます。

○小林(信)委員 いま局長さんの言われたことからも、全国の各府県の事情によつて給料はまちまちであることが確認できるわけでございます。しかも、卒業してまだ二年、それで一万五千元ぐらゐの差がある。それはその程度におきまして……。

これはいつかお聞きいたしました、その後、時限を経過しておりますので、これももつとはつきりなつておると思ひますが、ことし先生をおやめになる場合に、ある県では四月一日付で辞令を出しておる。四月一日付で辞令を出してもらうと、人事院勧告が四月からなされるということで、もう退職金にも、あるいは恩給にもだいいぶ差が出てくる。退職金だけでも百万円違うということをお聞きしておりますが、どこの県が——名前はよろしゅうございしますが、幾つぐらゐの県でそういうことが実施されていたか、そういう点もお伺ひいたします。

○岩間政府委員 御指摘のように、四月一日に退職いたしますと、給与の改定が四月一日から行なわれるというふうな事情がございします。また勸奨退職の場合に、このたびの人材確保法案が成立いたしましたので給与の改定が行なわれるんじゃないかというふうな期待がございまして、年度末の人事でまあおやめになりたくない方がふえたというふうな事情がございまして、ただいま先生が御指摘になりましたようないろいろな退職者に対する優遇措置を各県で行なっているようにございします。四月一日に退職を発売した県、そのほか特別の昇給をいたしました県、そういうふうな県を含めまして、優遇措置を講じたところが二十二県、約半数の県でございます。

○田中委員 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○田中委員長 速記を始めて。
午後三時に再開することとし、この際、休憩いたします。
午後零時五十二分休憩

午後三時五分開議
○田中委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案を議題とし、質疑を続行いたします。小林信一君。

○小林(信)委員 午前中、初中教育局長に一人の教員給与の問題から、県と県の給与の差のあることをお聞きいたしましたし、またことしあたりの風潮として三月三十一日に退職する者は、特に四月一日付で退職させて、そして退職金をふやしてやるというふうな特別な県が出てきた。しかもその県が二十七という御返事を承りましたが、この二十七の県ができたけれども、そのことを聞いておれの県でもやってももらいたいという要望が出たのですが、県の財政事情でそれはまかりならぬというところで涙をのんでおる県もある。各府県がまず給与の問題では非常にまちまちであるということをお聞きしては、たゞしくその点をお尋ねをしたのですが、もう少し各府県に非常に差異のあることを、この際確認をしていただきたいのです。退職をする年限ですね。これはすべて各府県の勸奨という形で退職をさせられていくわけですが、各府県ともなるべく在職年数をふやしてもらいたいというふうな要望をしておることは至るところにあるわけでありまして、これとても非常にまちまちでございまして、もし文部省でこういう点の調査がありましたら、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○岩間政府委員 各府県の傾向を見ますと、大体六十歳に向かつて定年の延長と申しますか、いわゆる勸奨退職年齢の基準を引き上げております。現在六十歳以上というものが八県ございまして、それから五十八歳から五十九歳までが十四県、五十歳から五十七歳までが十七県、五十五歳が七県というふうな状況になっておりますけれども、これは基準でございまして、たとえばある県では五十五歳ということになっておりますけれども、五

十七歳以下の者は実際には退職者がおられないというふうなことでございまして、それからある県におきましては六十歳に向かって一年ずつ毎年勸奨退職の年限を延長しておるというようなことでございまして、全体的に申しますと六十歳に向かって各県とも年限の延長が行なわれておるというふうな現状でございます。

○小林信委員 長く在職したいという要望は、一つは教育そのものに熱意を持っておる気持ちも私は認めなければならぬと思います。しかし、ちょうどこのころが先生たちの家庭事情からすれば、子供たちが大学へ行っておる最中だということなことで、できるだけ年限を延ばしてもらいたい、こういう希望があると思います。しかも各府県の情勢を見て六十以上が何県かあるというふうなことを聞きますと、どうしておれの県ではやらないのだ、あるいは文部省ではどうしてこういう点を配慮しないのだというふうなことも出てまいります。そういうことから総理大臣がこの国会の劈頭施政方針演説をなさったときにきわめて抽象的な教育政策を述べておられますけれども、その中で、特にこのことについては、学校の校長先生が学校をやめて町に職をさがしておるような姿を私は見るに忍びない、そういう具体的なものを一つ述べておられます。だから校長先生たちが、私どもの知る限りでも、たいがいどこかの会社へ参りまして、なるべく品のいいようなところを選んで、しかも一般の、かつてはトラックの助手をした校長先生も私は見ておられますが、最近では会計とか総務とかいうようなところへすわっておるようでございますが、給与はというと、あなたは恩給をもらっておる、恩給とこの職に該当する給与の差額がまんしてください、それをまた甘んじて受けておるわけでございます。大体二万円から三万円ぐらいの給与で校長先生たちが働いておられますが、その人たちの心境を聞きますと、いままでは長として社会的地位を持っておったものが私はこういうところまで来たくないんだ、食えなくてもここまでは来たくないんだということを言ってお

りますが、とにかくそういうことを言っておられない。だから、なお町に職場をさがす。これをきわめて具体的に総理大臣が言われましたので、私はこれだけの考えを持っているなら、ことしの文教政策の中には、何かもっと具体的なものが出てきやしないかと実は考えておったんですが、これがそれだといえればあるいはこれが該当すると言えらるかもしれませんが、もっとこうした全国的な差異というものを是正するというふうなことをなぜ考えてくれないか。これはたびたびこの委員会の中でも私は申し上げたと思っております。

もう一つ申し上げたいのですが、大臣は僻地交流というのを知っておられますか。この僻地交流というのは、山間地を持っておるところには、一つの常用語として使われていることばなんです。いまやこの問題は教育そのものを破壊するような形になっておると言わなければならぬと思うのです。もうその僻地へ行く先生なんというものを、希望者をつのっておたらだれも行きません。だから、もう先生方、いわゆる教員組合と、そして教育委員会との話し合いの中で、何年一つの学校におたらその人は僻地へ行く、こういう宿命的なものになっておりますから順番がくれば行かなければならぬ。その先生が女の先生であれば、家庭を犠牲にして僻地へ行かなければならぬ。相当考慮はされますけれども、仮宿をしなければ年限がよけいにふえるから仮宿をする、まあ下宿をするわけですね。そうすれば早く帰れるわけです。仮宿しなくてもいいようなところの僻地であれば、年限がふえるわけなんです。これは一つは教育面からすればもうそこへ行って教鞭をとった場合に、あつてはならないことなんです。腰かけのな仕事になります。そしてまたそこへ行く前は、私は何年たてばこの学校から出ていかなければならないのだ、そして向こうへ、僻地へ行行った場合に、いつ帰るかわからぬとか、どこへ帰るかわからぬとか、こういう状態では教育にほんとうに真剣に打ち込めないと思えます。しか

し、僻地に特別な要員を送らなくてもいいような方便というものは、いまの教育行政の中から出てこない、そうでない地域の先生が、交代でもって行って、その地域の教育を成り立たせる以外にないわけで、そういう僻地の人たちの、われわれのところではほんとうに腰を据えてやってくれる先生というのは少ないのだ、だから来てくれるならばそれはありがたいのだということで、半ば教育の効果というものをあきらめておるような状態です。しかし、そういう交流をさせられるような場合には、勢いこれは経済的にもいろいろマイナスの面があります。こういうものがさまざま教育の実態の中にはあるわけなんです。

それから、これは私の県だけではないと思いますが、御主人が校長になる場合には、奥さんがやめなければならぬという不文律を設けられているところがあります。私の県の知事が、いまの知事じゃありませんが、酒屋さんをやっておりまして、この酒屋さんをやっておる知事が、かつて私は、一体夫婦で教員をやっているなんていうのはうま過ぎる、こう言ってこの制度を堅持することが当然であるということを主張したことがありますが、それで私は、酒造権という酒屋さんの酒をつくる権利、これも一べんももたら永代にわたってその権利が保持されるなんということも過ぎる。もしあなたがこういうことを主張するならば、自分の酒屋さんという権利もずいぶんもうかるそうだけれども、一代くらいでもって交代するようにしたらどうだ、自分たちの権利というものは考えずに、人の権利というものを考えるのは不届きだと言ったことがありますが、元来先生は先生と一緒にいるなんということを考えずに、とにかく教育者として生きようという考えで、男の先生も女の先生も勉強して先生になったわけでありまして、たまたま夫婦になったのが相手が生んだというだけであつて、何らこれに共かせぎはど

めなければならぬ、こういうような事情の中で、教員の社会というものが構成されておるわけでありまして。大臣はいま大きい看板をかけて、人材を確保するために教員の給与を上げるんだとおっしゃっておられるけれども、私はそれも、給与を上げるということが根本問題でございまして、われわれもいままでもその点を強く要求した立場から、上げるということには異議のないものであります。が、こういう地域、地域によって凹凸のあるこの問題は、是正をする気持ちはないのかどうか。いまのような事情を考えれば、一日も早く、府県の差だとかあるいは地域の差だとかいうものを考慮してやらなければいけないと思うのですが、大臣のお考えを承りたいし、それからこういう事情を一体自治省は地方財政の面からどう見ているのか。いままでこの問題について何か考えたことがあるか、対策を講じたことがあるかお聞きしたい。またいまのような事情は、これは人事院は必ず黙って見過ごしておるところではないと思えます。こういう問題に対して、十分御承知だと思えますが、どう解決したらいいか。こういうことについてこそ、私は勧告というものがあつてしかるべきではないかとも思っておりますが、どうか。お三人からそれぞれ御意見を承りたいと思えます。

○奥野国務大臣 お話しのように、いろんな面における地域差、これはぜひ解消していかなければならない、かように考えるわけでございます。

同時にまた、幸いにしてわが国の高度な経済成長、今日におきましては完全雇用の目的を達成したと私たちも考えているわけでございますので、先ほど来夫婦共かせぎの問題につきまして、いろんな御指摘がございましたけれども、労働力につきましては供給よりも需要のほうが強い社会をつくり出すことができておるわけでございますので、かなり違った社会になってきている、かように私は確信をしておるわけでございます。同時にまた、そういう方向に持っていける、持ってい

なければならぬと申し上げることができると思っています。

第一は、定年制の問題でございます。私は全国の教育長の会議におきまして、さしあたり六十歳以下の定年のところは六十歳に持っていくてくださいよ、将来は六十五歳に持っていくてくださいよ、と申し上げておるわけでございます。なお、男女の間にはかなり開きがある今日なお各府県にございます。できる限りこういう問題も解決をしていきたい。その中で個々具体の件につきまして、どうしても定年を延ばすことが困難だという県につきましては、初中局がそれぞれ県と相談をしながら、特別に定員を配置してあげるとか、あるいは非常勤講師の数をふやすとかいうようなことで進めてきておるわけでございます。もっと今後とも強く進めていきたい、かように考えます。

第二番目は、地域差の問題でございますが、教育だけの問題じゃなしに、総合的な政策を通じて、辺地につきましても文化的な生活が行なわれるように努力しなければならぬと思っております。私もそういう意味において、ずいぶん昔に辺地において特別な政策がとれるような立法をさしていただいたこともあるわけでございますが、さらにはまた、部落統合の問題について、国庫助成をするというような道も開かれてきたりするわけでございます。いずれにいたしましても、教育の問題だけじゃなしに総合的な政策が必要だと私は思っています。またそういう立法も幾つかできてきています。また文部省限りの問題といたしましては、辺地に勤務されている方の手当をふやしたり、あるいは特別昇給の制度を使いましたりいろいろのことをしているわけでありまして、けれども、辺地におきまして先生方につきましても熱意を持って教育に当たっていただける、進んで辺地の教育におもむいていただけたというふうな環境をつくるべく努力をしていきたいものだ、かように考えておるわけでございます。

男女差の問題につきましては、定年の場合に特

に大きいわけでございますけれども、こういう問題につきましても、漸進的に改革をしていきたい。基本的には、やはり制度としてそれを打ち立てる以外には、早急な解決は困難じゃないだろうか、こう思っておるわけでございます。制度として立法措置をとるということにつきましては、今日なおいろいろの御意見等もございまして、まだそれを提案するには期は熟していない、こう考えているわけでございます。しかし、いずれにいたしましても、運用の面におきまして、積極的な努力を将来とも続けていく考えでおるわけでございます。

○土屋説明員 財政の立場でございますので、一般的なそういう給与水準とかいった点につきましては、公務員部を通じていろいろと法の御趣旨ののっとって指導しておるものと思っておりますが、私、直接そういう意味でお答えする立場にないわけでございますけれども、いまいろいろお話のございました点については、所管の部局等にもそれを伝えまして、十分検討したいと思っております。

○佐藤(達)政府委員 ただいまお話しの問題は、大体地方の問題でございます。直接私どもの所管には入らないと思っております。しかし、われわれの立場から、お話を多少同感するところがあると思います。考えてみれば先ほどのお話の、どうも山梨県並みの場面が相当あるということですね。非常に月給の高い府県の先生方が、今度は国立のほうにかわってこられるという場合に、月給が落ちるじゃないかという話が現実問題としてあるわけですね。しかし、私どもとしては法律、規則の許します範囲において、できるだけの調整をいたしまして、本人の不利にならないようにという努力はしております。そういう点が、共通の問題としてございまして、こういうことを申し上げておきます。

○小林(信)委員 文部大臣の御答弁で、決して地方がいまのような問題を考えることを怠っておるわけではない、真剣に考えておるわけですよ。真

剣に考えても、いまの地方のそれぞれの財政の事情でどうすることもできない。もちろん僻地の問題等はやはり定数法とか政府の仕事の中で解決する余地があると思うのですが、こういうものはどうしておけばいいかというところと私は思うのです。たとえば、地域住民の要望にこたえるために医療費を無料にする、七十歳から六十五歳に引き下げるといふようなことは、地域住民の要望から地方行政の中で率先してやり出した。今度中央がそれを追いかけるというふうなことで、だんだん地方分権的なものが強くなってきて、私はいいとも思っています。しかし、そういうものを黙って見ておる政府は、非常に責任がないことなんで、ことに教育の問題ではそうばかりいえない。地方分権の形の中でもって処理するといふことができないものがたくさんあるわけで、とにかく地方はそういう希望があれば、私のところはぜひやりたいんだけれども、これは別の問題になります。そういうことなども、あなたがいらっしゃるようによほど基本的な、総合的な政治対策の中で解決をしなればならぬ問題であります。しかし、そういうことはどの大臣からも承りますが、その大臣の手にかかるといふ状態がままではなかった。私はどうしてそういう技術的な対策といふものをひとつ考えていただかなければならぬというふうに考えます。

それから自治省の問題で、お答えですが、財政的な面で、こういうふうなまちまちな地方財政のあり方がいいのかどうか。ある県では、特別にけい教育のための財政を支出する、しかし、ある県では出さないというふうなことを、そのままほっておいていいかどうかというふうな点からお聞きしたいわけでございます。

それから確かに、これは地方公務員の問題でございます。それから、そして私も自分の生まれた県の事情が一番わかりますから、それを例にとりて人事院に申し上げているわけですが、しかし人事院は国家公務員だけに関係があるんだとおし

やればそれまでなんですけれども、しかし、いつでも地方公務員の問題を考慮しながら国家公務員の問題を考えていく、そういうふうな御理解のある人事院だと私は思っておったんです。だから、そういう意味で一体こういうものはどう見ますかとお聞きしたわけがあります。そんなに私は各府県とも満足するわけではありませんが、とにかくいま私どもは学校の先生の給与を抜本的に上げるという法案を審議しておりますが、しかし、教員の実態というものはこんなにまちまちである。各府県で差がある。そういうものをわきまえてこの問題は論議しなければならぬ問題じゃないか、こう思います。先ほど夫婦共働きという問題を私は一つ出しましたが、学校の先生が同職で夫婦になるということは、お互いの理解といふことよりも食っていくには夫婦共働きがいい、それにはやはり教員同士がいいという経済的な面から一緒になる傾向が多いという経済的な面からせざるを得ない自動車が買えます。自動車が買えずに買えないのです。それから今度は家を建てる。労働金庫から金を借りたり、それぞれの機関から金を借りて返す。これも夫婦共働きならば返していくことができるが、先生の場合には御主人一人でもって大体自動車が買えない、そして家も建てることできないというふうなことが先生たちの現状だと思っております。だからいままで何回か文部省にわれわれはそういう人たちの気持ちを訴えて、抜本的に教員の給与を改定すべきであるといふことを要求してきたはずであります。

そこで、さらに本論に入る前に給与問題でお聞きいたしますが、いつも問題になりますのは行政職よりも十六年、今度は十七年ですか、一年延びたわけですが、給与が最初は初任給が高く出たが、十六年、十七年たてば行政職に追い越される。これも、なぜこんなことがはうっておかれるのかということ、何回もこの委員会の中でそれだから要求があったと思えます。しかし、いままでこれをどうすることもできなかったのは、文部省というよりも政治だったわけでありまして。

こんな矛盾した話がありつこない、当然もう給与の改定なんというのはなされるべきであって、いま看板を高く掲げて、一〇％上げるのに、実際人材確保の法律であるというように看板を掲げるようなものじゃないのだ、私はこうも思っています、それが、それほどまでにけなしては申しわけありませんから……。実情というものはもっと深刻なものじゃないかと思うのですが、この行政職に追い越されるその原因というようなものも、ここでもって明確にしていきたいと思えます。

大臣が法案の中を説明する場合に、もうこれは永久に、行政職よりも、他の公務員よりも教員は高いんだ、せっかく高くしても、また途中で減らして追い越されるようなことがあってはいけませんから、この法律は今限りじゃないのだ、この法律は永久に生きていくんだということが強調されました。ということは、二号俸多くしても、初任給で多くしておいても追い越されてしまうような、そういうものが明確になっておらないから、そういう不安があると思う。それさなければ私は不安じゃないが、何かそういう不自然なものがあるからじゃないかと思いますが、そのことをひとつ……。

それからこの際、私も、もらった資料の中には——これは文部省からじゃありませんが、民間給与と比較してみると、あるいは行政職と比較してみると、私のもらった一つの資料では、四十七、八歳になりますと、同じ大学を出ておりながら五〇％ぐらいの差がある、民間給与とは。それから行政職とは二〇％ぐらいの差が出ておるという数字が出ておりますが、必ずしもこれは正確であるかどうか私にはわかりませんが、とにかく、そういうように非常に低くなってきてしまふ。こういう事実があるのかないのか、ひとつ資料がありましたらいただきたいし、説明ができれば説明していただきたいと思えます。

○岩間政府委員 教員と、それから一般公務員の給与の比較でございますが、先生御指摘のように、十七年目に、上級職の乙というものの線を引けば

りますと逆転をするということでございますが、その理由につきましては、これは人事院からお聞き取りいただいたほうがよろしいのじゃないかと私は思いますけれども、私どもが伺っているところによりますと、大学卒の方々の給与というのは、これは不均衡にはなっておらない、しかしそれ以前の、いわゆる師範学校卒業の方々が多くを占めておられる部分につきましては、これは一般の公務員よりも給与は低くなっているというふうなことでございます。しかしながら、三十二年以前は、これは一般職の公務員の給与表が基礎になりました、それに教員のほうにはプラス何号というふうな俸給表が現実にあったわけでございますから、私ども、そういう点につきましては、人事院のほうにもいろいろ御検討をお願いしたいということ、従来からお話を申し上げておる次第でございます。

それから、民間の給与との比較でございますけれども、小中学校の教員と比較いたしました、やはり民間の給与のほうが、これはとりやうでございますが、初任給におきましても、大きな企業でございまして、かなり高くなっております。それから、上のほうに参りましても、大体年齢五十歳ぐらいを考へましても、民間企業の大学卒の場合には支店長クラスで十八万四千九百円、それに対して、小中学校の教員でございまして、十二万円そこそこというところでございまして、御指摘のように、かなりの差があるわけでございます。

○小林(信)委員 こういうような事情というものは、みんな知っていると思えます。その中で大臣は、人材確保という教育をよくするための大きな理想を掲げて、ここにいまこの法律を出しておるわけですが、このすぐれた人材という、これも一つわかりません。大臣にその人間像を、こういう人間像だ、またこういうものが必要だというふうなものを承りたいのですが、いやこれはすぐれた人材とは書いてあるけれども、学校の先生というもののにいまよりもよけいに期待を持

つ、あるいは希望を持つために掲げたことばであるといえどもそれまでなんです、さつきと同じように、すぐれた人材ということをおっしゃると、現在の先生をどう見ているのかと、大臣、文部省が考へておられる人材とはどういうものであるかということをお聞きしたいと思つてます。

それと一緒に、そういう人たちがいまのような事情の中で、そしていまこの法案が掲げております給与を上げるもので、はたして率先して来るでしょうか。要するに、この特別措置をしまして、それならひとつおれも教員になろうじゃないかという希望がわくでしょうか。ひとつ大臣のお考えをお願いいたします。

○奥野国務大臣 現在の先生方は、みんな相当に努力をさせていただいていると思うのでございますけれども、父兄の立場から見ました場合に、やはりいろいろな批判もあること、私があえてここで申し上げる必要もないことだと思います。反面また、それなりの処遇をしていくとした場合に、やはりこたえていただけのじゃないだろうか。

同時にまた、新しく教育界に入られる方々も、もちろん給与だけで将来の進路をきめられるとは思いませんけれども、これも進路をきめる場合の重要な一つの条件になることも違いありません。そうすると、こういう面でも改善をはかることにより、よりりっぱな方々が教育界に入ってくたさる、こう考へているわけでございます。

どういふ教師像を考へているのかという式のお話でございますが、たびたびこの委員会でお答えをさせていただいているつもりでございます。私はやはり、物をつくるのじゃなくて人をつくるのだから、その人がみずから学ぶ意欲を持てくれない限りにおいては、りっぱな人は生まれません。だ、みずから学ぶ意欲を持てたらうためには、先生方がそれだけ、学ばせ人にとって魅力のある人、強い愛情を持ってくれる人でなければ、そういう気持ちにはわかないだらう。同時に、先生方がりっぱな人材をつくっていくのだ、人間を育てていくのだというそれなりの使命観、そのことが日

本の将来の社会、国家にとって非常に大切なのだという使命観を持っていたきたい。同時に、先生の本質としても、広く一般的な教養、加えて専門的な知識、そして教育上の技術をも身につけておられる方であってほしいものと、たいへん一般的なことばで恐縮でございますけれども、こういうふうなたびたびお答えをさせていただいたわけでございます。そのようにもまた考へておるわけでございます。

○小林(信)委員 いま大臣のことばの中にこういうことがありました。現在先生をやっておる人たちもみんなりっぱである、だが父兄に言わせれば、父兄はいろいろ不満を持たれる、これも何か肯定されるやうでございますが、そういう大臣のお考え方であるという、すぐれた人材というものは、文部省好みの人材というものを選んでいくやうな形になりはしないか。そういつたからといって、文部省好みの人材というものを入れるわけにいかぬでしょうが、しかし、そういう傾向を持てていると、地方の教育委員会あたりも右へならえて、御本家の御意思に沿ってそれなりの人間を集めていくかもしれないが、それは非常に危険な考へ方だと思つてます。

私は、この質問の最初に申し上げました。確かに教育熱は盛んだ、大臣はじめ政府も、教育に対しては一生懸命でございます。一生懸命やらなければならぬ、教育優先でなければならぬということばは言っておりますけれども、そういう熱意というものはあるけれども、ほんとうの教育がないのだということを私は申し上げたのです。父兄の言うことも、必ずしも私は一がいにそれはいいなとは言いませんけれども、最近の父兄の教育に対する見方というのは、一般的に自分の子供をりっぱな人間に仕上げさせたいという、こういう考へ方から——りっぱな人間ということであれば、これは抽象的なことばでありますから、これには文句はないわけですが、ともすれば、いまの時代の流れに流された考へ方から教育を見ようという傾向がありはしないかと思うのです。

これは、きのうの朝の「カメラリポート」というのですか、あれを私見ておりましたら、どこでしたか、どこかやはり山の中でしたね。ある先生が非常に彫刻を、版画を熱心にやられて、そして生徒のつくった優秀なものを一つの本にしてテレビでもって見せておられました。りっぱな作品がたくさん載っているのですが、その先生は、私はこの版画を通して一番人間形成ができるような気がするというので、素朴な農村の風景をかいいておる版画を紹介しておりましたが、たとえば機械を使っておる、農機具を動かしておるおとうさんの仕事を描く場合に、最初の気持ちには、農村が明るくなった、すきくわを持っておった農村にいま機械が入ってきただけ、そういう明るいもので描いておるけれども、だんだんこのみを使っている間に、これで生産をされる米の半分は、この機械のために支払われてしまうのだということが子供に思いつく。

〔委員長退席、内海(英)委員長代理着席〕

あるいは田植えをしておる、どろの田植えがだんだん青田になっていく、これも子供たちが一人が見れば非常に美しい風景でありますよ。したがって、絵にしたいというところから、のみを動かしていき間に、このおとうさんは田植えが済めば出かせぎに行くんだ、子供がいまの生活の中から、そういう深刻なものを持ってきますよ。持ちだしてきますよ。そういう場合に、先生方が、ただそれをなぐさめてしまったり、あるいはそうかと言って聞き流してしまふことはできない。そのよって世の中の問題というものを子供に考えさせたい。そうすると、いまのようなとうとい仕事であっても、ある人を見れば——これはNHKのテレビでありますから、決してそんな批判が何も出てきませんが、私が見ておる間に、そこまでいくという、父兄は、これは少し考え方が左がかった先生じゃないかというふうな見方になるのです。そこまで子供たちにいろいろな懷疑心を持たせ、あるいは子供たちはそういうジグザグのいろいろなものを見方をしていく、その間に人

間性というものをつくっていくのが、これがほんとうの教育なんです、そういうものを親が見たときに、好ましくない、もっと宿題をたくさん出してくれたりあるいはテストをやってくれて、そして質問をしたらすぐそれに答えられるような子供が教育されることを好む。こういうような教育のあり方について、われわれは簡単に、父兄があの先生はとうとう不満があれば、それを忠実に、その父兄が好むような先生にというふうな考え方で、人間像を描くというふうなことになる。おら、私はこれは、大臣が教育というものを真剣にお考えになっておらないことではないかと思うのですよ。

そういうふうに、この人間像という問題に対して、私はもっと大臣とお話をよくし合って、一体、ここに書いてある「すぐれた人材」とは何だということ論議したいわけでありすが、しかし、それよりも何よりも、一体いまのような教員のあり方の中で、労働不足であるし、需要は多いけれども供給するものは少ないという事情の中で、いまの程度のものではほんとうに先生たちが喜んで教育者になるか。なるならばとにかくとして、少しでもよいといふこと、これがいいじゃないかといふばそれまでなんです、そこで私は申し上げたいのは、もっとお金ということよりも、先ほど安里委員も言われました、金というもののだけでもって人間を引っぱらうたてだめです。もっとやはり、教育者になるう、教育界の中のこの情熱、そういうふうなものが感受されて、私もあの先生のような先生になりたい、そういうことが大事じゃないか、私はこう思うのですかね。

したがって、人材確保は、一〇%の金もさることながら、私は大臣としてはもっと、この世の中に教育の必要性を一般人が強く感じていく、そういうことに文部省が意欲を燃やしているところ、成り立つものではないか、こう思います。

先ほど時間をたいへんお借りして申しわけございませんでしたが、福岡歯科大学のあいう不正問題な

んかが出れば、これはもう一〇%上げようが、二〇%上げようが、実際それは民間給与よりもずっと低いのですから、そんな社会へいくよりも、どうせよれた社会ならば、うんと金のもうかるほうへいこう、いまこんな思想が一般人にありはしないかと私は思うのですが、この点につきまして大臣のお考えを承りたいと思います。

○奥野国務大臣 教育界に人材を導入する、それは金銭的な問題だけで考えてはならないというお考え、全く同感でございます。同時に、社会から見まして、教育界が評価の高いものであってほしい。それには先生方一人一人ではなくて、全体が、社会の信頼にこたえる教育界になるように努力してもらわなければならぬ。しかし、父兄の立場からいいますと、いやなことばを申し上げるわけでありすが、ときには、デモシカ先生というふうなことがいわれるわけでございます。そして、そういうことばを聞きますと、私ははっとします。こんなことばは昔にはなかったことばでございます。しかし、このごろときどきさやかれることは事実でございます。そうしますと、やはり教育界には、父兄の信頼にこたえていない方がいらつしやるということになりはせぬだろう、か、かように考えるわけでございます。ただ、より一そう教育界に人材が投入されるような施策を講じていかなければならぬ。いま一〇%ということをおっしゃいましたけれども、私たちはもっと高い給与の改善を考えているわけでございます。この法案は一〇%引き出す一つの引き金的な役割を果たすものでもございまして、将来にわたって、もっと高い大幅な給与改善を引き出す一つの引き金にもなる点、御理解を賜わっておきたいと思ひます。

同時にまた、先ほどお答え申し上げたわけでございますけれども、教職につきまして社会的評価の高いものにしたい。同時にまた、教職そのものを魅力あるものにしたいというふうなこともあって、五千人の方々に海外に出ていただくということも考えているわけでございますが、今後

また皆さんのほうで、こういうような施策を講ずべきだというふうなお知恵もいろいろお聞かせいただきませう。そういう点については積極的に取り組んでいきたいという気持ちを深く持つておるものでございます。

○小林(信)委員 いまデモシカ先生ということばがありました。それも大臣耳に入れた、そういうふうな人があるはしないかということ、大事かもしれない。しかし、ときによればそういうしりを受けても、あるいはそういう批判があっても、自分が信ずる道に一生懸命に携わっておる先生もある、そういう先生がどうかすると、父兄の御意思にかなわぬから、デモシカ先生というふうなことを使われることも大臣は考えなければいけないと思うのです。きょうの教育者の考え方というものは、一つの過程をつくっている。どんな意見があるうとも、どんな権力者の意向があるうとも自分はこの道だという信念の中で、教師のほんとうのあり方を探っている人々たちと私は思ひます。したがって、きょうはほんとうの教育を目的とする過渡期でもあると思ひます。世間の教育熱というものが高い、しかし、ほんとうに教育は何であるかということを探ろうとしないう、そういうことを政治も考えてくれないという、そのような批判の中に、ほんとうの自分が教師の道を探っている、そういう場合には、いつかはわかってくるでしょうが、きょうの段階では、父兄から、あんなことをやっていたんではおれの子供はよくならない、宿題なんか一つも出してくれない、じゃないかと、あるいはテストをやってくれないという簡単なことで、デモシカ先生という場合もあるのですから、大臣が軽率にそういうことばを使ったら、ほんとうに現場の先生の実態というものを捉えきれない証拠になるんじゃないかと私は思ひますので、私の意見でございますが申し上げておきます。

一〇%ということ、大臣何回かいまのようにおっしゃっておりますので、私は決して一〇%だけとは思っておりません。しかし、これから無限

に上げるようなことをおっしゃいますが、せいぜい三〇%か、よくて五〇%だと思えます。さっき民間の給与と比べてみてもらった場合に、現状でも民間のほうが五〇%も高いでしょう。あなたが幾らがんばったって、そのことでもって魅力ある教員というものを描かせることは私はそんなに可能ではないと思えます。それもやらなければならぬかもしれないけれども、もっと人材確保のために教育界というものを、あるいは一般社会の教育に対する考え方というものを、もっと認識させるような努力が必要であって、何かここに問題点があるように承りますので、ひとつ私の意見を述べたわけであります。

〔内海(英)委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、これは文部省から出した資料でございますので、間違いないと思えますが、NHKの国民世論調査というのがございます。その中に、教員というものはこんなに社会からは非常に高く評価されながら、その収入というものは少ないのだ、小学校の教師が社会的評価は三位である、社会的貢献度は三位である、しかし収入は十三位である、こういう表を出してきておりますが、こんなに低い先生をほっておいてはいけません。これはいまだら始まったことではないので、当然のことなのですが、これをこんなに低いから高くしなければならぬという御意見かもしれませんが、私は逆に、こんな状態はあっておいたのはだれの責任だ、教師の責任か、父兄の責任か、政治の責任か、こう聞きたいのです。大臣、どうですか。

○奥野国務大臣 これは全体で考えていかなければならない問題ではなからうか、こう考えるわけでございますけれども、今後の政策をどこに置くかということにおいて、また特にそういう点強く意識して努力されなければならぬ問題になってくるのじゃないだろうか、こう考えるわけでございます。

○小林(信)委員 現在の大臣に、その責任を追及しても無理かもしれませんが、大蔵省に予算要求する場合には、全国の教育委員会を動員しなければ

ば、一つのものでも要求どおりにいかぬというふうに文部省はいままで弱かった。ということは、やはり教育は重大であるという政府の中で文部省というものはいつでもみじめな状態に置かれておったということが、私はこういう現象を出しているのじゃないかと思えます。要するに文部省の、働かせることは働かせるけれども、しかしそれに相応するところの待遇はさせることができなかった、しななかったんじやなくて、させることができなかつたんだということを私は裏づけておると思えます。それを今度は、社会的な評価というものに三位であるならば、それに相応する給与も支給しよう、これは当然のことであって、そこにも私は、人材確保ということよりもみずからいままでの責任を果たすだけの仕事ではないか、いまさら人材確保であるというふうなことを言うのはおかしいじゃないかという意見も出てくるわけでありまして。こういうところは私が一方的に申し上げて、大臣の御意見を承る時間がないのでやめますが、いよいよ今度は法律へ入ってまいりたいと思えます。

主としていまは第一条の中こうして掲げられたものと、私が実際見る教員の実態というものは、何かこんな誇大広告が最近多くなつておりますので、文部省もそれにならつて誇大広告をするならいざ知らず、これがまとものものであるというふうなお考えを持たれたら私は大間違いであるというくらい、きつく批判をしておることを御承知願いたいと思えますが、第二条二項「この法律において「教育職員」とは、校長及び教育職員免許法第二条第一項に規定する教員をいう。」こう書いてありますが、この「教育職員」というのは、「校長及び教育職員免許法」云々の条項から考えると、単に義務教育諸学校の校長先生あるいは教諭、助教諭、養護教諭だけではなく、高等学校、幼稚園も含まれるというふうに読んでも差しつかえありませんか。

○奥野国務大臣 「教育職員」という限りにおいては、その免許法に掲げられておるものを全部含

むわけでございますけれども、その「教育職員」の頭に「義務教育諸学校の教育職員」と書いてありますので、そこで制約を受けることになると思えます。

〔委員長退席、松永委員長代理着席〕

○小林(信)委員 頭にあるというのは、二条の一項のほうには「義務教育諸学校」とありますね。ところが二項のほうには別に書いてなく、「この法律において「教育職員」とは、云々と書いてありますから、というのは私はこう想像したわけですね。第一条の「学校教育」、義務教育の先生方を対象にしておりながら「学校教育」ということばを使ったことについての質問がありました。そのときに大臣が、そのくらは文部省の立場を理解してほしいというような、少し暗示に富んだ答弁をなさったことがあります。私はそれを聞いておってやはりこのところにも、「教育職員」、そうして下の「校長及び」云々というところを見れば、やがて高等学校、幼稚園も含まれるんだと、こんなふうに解釈しましたが、ここにはそういう意図はないのですか。

○奥野国務大臣 「教育職員」という表現は、全部「義務教育諸学校の教育職員」こう申しておりますので、「定義」のところでは入ってまいりませうけれども、頭に「義務教育諸学校」と書いてございまして、おのずから抜けていく、かように考えるわけでございます。

私がたびたび、「学校教育」となつておって、「義務教育諸学校」とは書いておりませんよと言ふのはちょっと別なことになるかと思ひます。

○小林(信)委員 とにかくこの法律は珍しい法律でもって、こういう懐疑的なところがたくさんあるような気がいたします。これから私順次やってみますが、この二項から見れば、教育職員とは、この条文の中に「教育職員」というものがあるわけであれば、その下に書いてある「校長及び教育職員免許法」の中の教育職員というふうに、この条項を読めばとれるわけですよ、別にこの頭

のほうには「義務教育諸学校」ということは書いてないのですから。したがって、これは法律上おかしいじゃないか。第二条の一項のほうに「義務教育諸学校」と書いてあるからと大臣はお考えですか。

○奥野国務大臣 「教育職員」はここに書いておりますように「校長及び教育職員免許法第二条第一項に規定する教員」であることに違いないわけでございます。ただそれでは、そこから高等学校や幼稚園にもこのねらいを進めているのか、こうおっしゃいますと、教育職員はこの教育職員かという、どこのということが法律には明記してあるのです、こう申し上げているわけでございます。それぞれ「義務教育諸学校の教育職員」こう申し上げておりますので、自然義務教育諸学校の教育職員といえます限りにおいては、高等学校や幼稚園は抜けていく、こうなるわけでございます。

○小林(信)委員 第三条の教育職員を規定する場合に「義務教育諸学校の教育職員」、こうありますね。それから第四条の「国家公務員である前条の教育職員の給与について」、「これは「前条」があらまうから、一応義務教育諸学校ということに考えられます。今度附則へまいりまして、この「教育職員」は「第三条に定める」と規定されているから、これもいいでしょう。しかしこの二条の二項の「教育職員」というものが、何か私にはこのままでは裸のような気がして、やはりこれは大臣はおとといの答弁の中に、義務教育諸学校の教員を対象としておるのに「学校教育」ということばを使つておりますのは、文部省の意図をひとつ御推量願いたいというふうなことがあったから、やはりこれも裸にしておいて、やがてはこれを文章どおりに活用するのじゃないか、こう思ったのですが、危険性は多分にあるような気がいたします。私は高等学校の先生にやるなどは言わない。やるなどは言わなければならない、こういうごまかしをしてこの法律は何か通そうとするようなところがたくさんあるような気がいたします。

次に申し上げますが、附則の二項のほうから入りますが、これは人事院にお聞きいたします。

「国は」とありますので、国というのはこの場合は政府、国会、人事院だ、こう思います。「国は、第三条に定める教育職員の給与の優遇措置について、計画的にその実現に努めるものとする。」

いままでの質疑の中から私が伺いましたものは、この法律は今限りじゃないのだ、未来永劫この法律は適用されるのだ、そして教員の給与というものを高く確保するのだ、こういう大臣のお考え方ですね。

そこで、この「計画的」ということをどういうふうに人事院ではお受け取りになりますか。人事院はこれもいままでの質疑の中で、この法律に対しては、この法律立法の行為に対して何ら疑義をはさまない態度でございましたので、すでにこの点も十分御了解のところだと思っておりますので伺いたします。

○佐藤(達)政府委員 これは他の委員会でもお尋ねをいただいた点でございますけれども、まさに「国は」とありますので、「国は」とございいますから、もちろん人事院もこれは入っているはずだ、片棒をかつがせていただいているということはすでに言明しております。したがって、この計画について、一口もろんわれわれとしては分担する立場にあるだろうということでございしますし、率直にこの「計画的」ということは、われわれが感得、感じとっておりますことは、やはり今回でございまいかなのだ、まだまだ先はほんどん上がつていくのだぞというような気持ちだろうと思っておりますし、文部大臣もどうもそれらしいお答えをしておられますから、その趣旨はそれで私はわかったと思っておりますが、あとにかくこの法律が通りますと、そして第一回の、第一回といえますかこの法律の附則三項に基づく勧告をひとつさせていただいて、それからわれわれとしてはまた先々の計画は練らねばなるまいという心がまえでおるわけでございます。

○小林(信)委員 私は、この「計画的」というも

のは、大臣が、文部省が描いておる構想というものを了承しない限り、この「計画的にその実現に努めるものとする」ということは、国会を制約する、人事院を拘束する大事なことばだと思ふので、順次、これからぼつぼつやっていくというふうな、そんなものでは、たいへんこれは危険だと思ふのです。政府、国会、人事院、この三つ

が「国」というものの中に入る以上は、われわれ立法院も、それから人事院も、政府にまかされないうにしなければいけないと思ふのです。あとで、ペテンにかかってこれはいけません

だったというふうなことではないかと思うので、私は「計画的」ということをどういうふうにあなたが了承しておられるのか、もう少し突き詰めてお聞きしたいと思います。いまの総裁の御回答のように、第三項で必要なものというふうなことが出ておるから、順次これからぼつぼつ考えていくのだらうというふうなものでいいかどうかですね。

○佐藤(達)政府委員 「国は」とございしますからして、人事院はということとはこれは違うわけでございます。国の一機関の中には人事院もございします。もちろん最高機関としては国会がございします。それから内閣、あるいは人事院もこの内閣の部局としてあるという、これは総合した概念を「国は」といっておられる。これは文章からいっても間違いはないわけです。

したがって、私ども、片棒というところ、これもまた卑俗なことを使いましたけれども、その意味ではやはり国の計画策定についての一端をになうだけであります。人事院が計画したものがそのまゝ国会までお通ししたわけとはゆめにも考えておられないので、その間にはやはり国全体の総合された意思というものの確立がなければいけません。これはもちろん国会のお力を、最後にはかりなければならぬことだと思ひます。

現実にはわれわれが計画にのっとって、なおこれは勧告でございますのでお出しをしたところで、その勧告は国会、内閣に対して勧告を申し上げる

ので、国会がお取り上げになるかならないか、これはもう最終的にはわれわれがそれに対して予断を許さない事柄でございますから、そういう意味で申し上げておるわけでありまして、したがって、その計画というものはよほどこれは慎重に考えなければならぬということでございます。

○小林(信)委員 その計画の実態というものを聞く必要はないのですか。ただ計画という、そのことばの持っているものだけでいいのですか。具体的にこういふ計画であります、というものをあなたはお聞きする必要があるのですか。

○佐藤(達)政府委員 計画も、これは暗殺計画とかいふ、計画という文字の中には、広い概念でございますから、悪い不吉なこともそれは含まれるかとも思ひますが、私どもはまさか暗殺計画その他不吉なことはこの計画にはない、むしろよくする方向のいい計画だと思っております。そういうところを御信頼いただければ、御安心いただけるのではないかと思います。

○小林(信)委員 しかしあなたは、公務員全体のバランスのとれた給与体系というものを、いつも考えていかなければならぬわけでしょう。あなたは暗殺的な計画は困る、こうおっしゃったけれども、案外内容を見たら、人事院総裁としても立っていることができないというふうなものが出てくる場合もあるかもしれない。それはあなた、学校の先生だけの給与の問題を考えているうちはいいですよ。しかし、公務員全体の問題を考えなければならぬでしょう。その場合に、変なものが出てきたら、あなたは冗談におっしゃったけれども、暗殺的な計画になるかもしれない。よ。だから私は、これは国会にしても、人事院にしても、この「計画的」という問題については、これは政府が出すのですから、あらかじめその計画を政府の言っている腹はどうだということに聞いてでなければ、もうあなたは完全にこれにろうらくされちゃって、絶対にこの法律はいいんだというふうな盛んに御答弁なさっておると思うので、このことももう十分了解しておられるの

かどうか。われわれにないしよでああなたが話すということはある得ることなんで、そういうものが腹にあるから言っているしやるかもしれないが、われわれからすれば暗殺的な計画がないとは限らぬ、こう思つて私は聞いておるわけなんです。

○佐藤(達)政府委員 どうもことが激しくいつも反省をいたします。暗殺は取り消します、いい計画か悪い計画かということでございますから……。

とにかく根本から申し上げますと、この法案は、実はわれわれが立案して御提案しているわけじゃないのです。これは政府で御提案になって、そしてこの法案が成立した暁において、この附則の第二項というものが、「国は、云々の条文として、われわれの仕事に入ってくるわけなんです。したがって、われわれはそれのときにほんとうは考えなければいけません。しかし、いまお尋ねがあつて……。

あるいはまた、御審議の過程において、これが非常に悪い計画だということがはつきりわかっておるかどうかという問題。私どもはそういう意味には考えておりませんから、善意にこれを考えて、これは文部大臣の過般の御説明にもありましたように、だんだんよくする、そういう計画的によくしていくんだというお気持ちらしいと拝察いたしますし、私たちもよくしていくほうは賛成でございますから、この法案が成立いたしましたのでこの第二項が働く段階になりましたら、われわれはそういう立場でございます。

しかし、これは「国は」とありますから、全体の総合意思でございますから、人事院だけの意思が徹底的に貫かれるかどうか、それは国会でまたどうなるかわかりません。わかりませんけれども、そういう総合的な一つの計画策定の一翼はここでかつがしていただいておりますということでございます。

○小林(信)委員 私も、幾らでも無制限に上げる、これもやぶさかじゃないのです。決して反対

するものじゃありません。だから、それを暗殺とは言わない。しかし、あなたの立場を考えれば、いま申し上げたような立場がありますので、やはりこれは、計画というものは、ただ抽象的なことばだけでもあなたが了解する、いいことだからいいだろうというふうなことでもいいかどうかという事なんです。

別の角度からお尋ねをいたしますが、とにかくあなたはこういうことをおっしゃっている。この法律が通れば、人事院というものが法律がつくられて存在するものである、したがって、法律ができた以上は法律に従うとあなたは言明されておりますね。だから、この法律ができた以上、内容がどうもおかしかったからと言うことはできないくらい、私はいま思ひ詰めてあなたにお尋ねしているわけなんです。

第三条のほうの「必要な優遇措置」、これはどういうふうな受け取っておられますか。これも抽象的に、「必要な優遇措置」だというんなら、必要でない優遇措置なんというものはありっこないからいいだろうというふうに、ことばだけであな

は満足されていますか。

○佐藤(達)政府委員 これは前回もちょっと申し上げましたとおり、これらの条文の中の文章が非常に名文であるか——悪文であるとは申しませんが、名文であるかどうかということはまた別にあるわけでございます。したがって、われわれがこの第三条なら第三条の意義を的確にとらえて、ここで責任をもってお答えをするという立場にあるいはないかもしれません。それにいたしましても、根本は、この法律によって具体的に勧告を引き受けるのは人事院でございます。したがって、われわれはやはり勧告機関として、これは申すまでもありませんけれども、自主的な判断によって正しいと信ずる勧告を申し上げるわけですから、その際に私どもは、この第三条は、どういう理解のもとに了解をした上で勧告をするかどうかというところに尽きるわけで、これは先ほど来気持ちを持ち上げておりますけれども、行政職との

関係等からいって、行政職よりもまあよくしてやらなければいけませんという御趣意であることはわかりますから、それを踏まえてりっぱな勧告を申し上げますよう、またこれは国会の御批判をそのときに待つことになりましたから、その勧告の内容をひとつよくごらんいただいて、また御批判をいただいてもいいことじゃないか、りっぱな勧告を申し上げたいと思っておるわけです。

○小林(信)委員 あなたは非常にすなおに受け取っておいでになって、私たちがそうありたいのですが、やはりこれは政府から出してきたもので、しかもこの附則の第二項は、「国」ということばでもって、人事院もわれわれ立法府も、大きな制約を受けるわけでありまして、それがいいことであるからいいわというところで済まされるものかどうか。まあ総裁も百三十五億という限定された金というものをもう聞いておりますから、いいと思います、そういうことばが出てくると思うのですが、こういう具体的なもののない、抽象的なことばで、いいことはいいい——決して悪くないのですから、いいことはいいいのですが、こういうものをずっと並べられて、いいことでございますからこれに従います、で済んでいいかどうかということなんです。

どうも総裁は、すなお過ぎて何でもかんでものんでしまふようでございますが、それではひとつ具体的に伺いたします。

私が特に心配をすることは、文部省から出されました——これは大臣がその気持ちでおられるところだと思いますが、この法案に対する反対意見に対しての解明があるのです。

「この法案は一読していただければご理解いただける」とおり、先生がたの給与を優遇し、教育界にすぐれた人材を確保し、先生がたに情熱を傾けて子どもの教育にあたっていただけのようにしようとするものであり、それ以外のものではございません。この法案には、いわゆる五段階給与制度と関係のあることは何ら含まれておりません。それはそれで、そのための法案が国会に提出され、それが議決されない限りはできないのです。まして、この法案は教員に対する国家支配をねらうなどというものでもとよりありません。」このあたりのほうは、少し行き過ぎたことばでございますが、確かに前半はそういう心配、憂慮する声がたくさんあったわけでありまして、これは、この法案が、必要な優遇措置を講ずる、これに賛成しなさい、そして計画的にその実現に努める、三〇%上げようが、五〇%上げようが、このことには絶対に触れないというふうな、この二つを合わせると考えられるわけでありまして。

ところが、人事院等が三〇%、五〇%給与を上

げる場合に、文部省の言うように、この給与の中でもってこういう段階的な分配をするなどということは、このビラが配られておる以上、文部省にはできないわけなんです。人事院とすれば、そういう給与の上げ方の場合には、文部省の言っているようなことが履行できるかどうか、ちょっと私心配ですが、お伺いいたします。

○佐藤(達)政府委員 ちょっと御趣意を誤解するかもしれませんが、私も私としては、この法律をそのまま読んで、それをわがほうがやはり自主的に解釈をして、そうしてそれに基づいてわれわれが正しいと信ずる、りっぱだと信ずる勧告を申し上げる、この一言に尽きるわけです。ただ、法案の形で出ております以上は、数日来ここで御審議をいただいている御議論が出ておるその御議論、その御審議の経過は十分拝承しておかなければならない。文部大臣がこの席で言われて、そして皆さんがなるほど賛成だという顔をされるかどうか、これは審議の場でわれわれが大いに参考にするべき場面だと思いますが、それ以外の——そのパンフレットはどういうパンフレットか知りませんが、われわれはそういうものにとらわれてどうという立場にはないんで、文部大臣の指図を受けなければならぬとか法律に書いてあればゆゆしき一大事ですね、そういうことは書いてない。これは人事院の自主性は十分尊重して書かれている。何にも命令らしいことは書いてない。

い。五段階の五の字も書いていない。四条の四の字はあるけれども、五の字はないということ、私どもは安心してゐるわけでありまして、それ以外の何にもとらわれません。ただ御審議の経過だけは十分尊重いたします。

○小林(信)委員 それが人事院のあり方です。私、私もそれを人事院の生命と考えておりますから、文部大臣が一方で——これは文部大臣が出したものです。どこのどこのろくでもない。権威ある文部大臣の責任を持つビラです。その中にこういう内容について、今後絶対にこういうことはありません。これは人事院を無視した非常に軽率な表現のしかただと思ふのです。このとおりすなおに考えていかなければならないものなんです。しかし、こういうことを言って一つの反論にするんですが、それは人事院の存在を無視して、政府が提案したものを国会が権力をもって通してしまえば、そうすれば人事院がそのとおりになるんだということになったら、人事院はますます——いまだっていろいろ批判があるんです。批判のあるというのは、いままで申し上げたようなことを——人事院の総裁はこの法案については全面的に賛成されておるのですが、しかし、教員の実態なんというものは、これだけでも満足できるものじゃないという気持ちがあれば、私は多少、あんまり賛成をするのがおもしろくなかったんです。まあそれくらいの気持ちで聞いておったのです。しかも、この法律をそのまま今度は是認をされるとするならば、「必要な優遇措置」、これも無批判に、いいことだからいいだろう、「計画的にその実現に努める」、悪いことはいないんだからいいだろう、こういう形でもって応じようとするところに、私は非常に心配があったので聞いたわけです。

そこで大臣、この法律をつくったあなたとして、この「計画的」というのはどういう意味を持っていますか。

○奥野国務大臣 四十八年度に若干の予算措置を講じさせていただいておるわけでございます。そ

持っていますか。

持っていますか。

持っていますか。

持っていますか。

れで終わるわけではないので、今後年次をかけて計画的に優遇措置を講じていくんだ、こういう考え方でございます。

○小林(信)委員 そうすると、今日の百三十五億を使って大体一〇％上げる、これをさらに上げていくんだ。それは制限はないのですか。この「計画的」ということは、三〇％とかあるいは五〇％とかという限度を考えておるのではなくて、常に計画的にやっていくということなんですか。この「計画的」は限度があるのか。

○奥野国務大臣 予算に計上いたしておりますのは百三十五億ですけれども、一年間地方も支出するもの全部合わせますと千二百億という金額でございます。

なお、現在四十七年度、四十八年度にまたがりまして、文部省に教職員の給与につきましての研究調査会を設けているわけでございます。この研究調査会の結論が出ましたところで将来目標を確定させていただきます、こういう考え方でおるわけでございます。

○小林(信)委員 私は、この附則の二項が持っている生命というものは、大臣が強調されておる、教員が一般公務員よりも高い優遇を受けなければならぬということを永久的に可能にさせなければならぬ、それがこの法律でございます。一〇％上げて、そして計画的に、二〇％になるか三〇％になるか、上げてまいりますというだけの計画的ということばを使っていると、それが終わった場合には、この法律は効果がないんじゃないか。この二項は、大臣が強く言われておるこの法律のある限りいつでも公務員との差はあらしめるんだという二項であるというふうに私は感ずるのですが、単に計画的なものだけでこの法律が責任を負うのか、大臣がいままで何回か言われたように、永久にこの法律は存在するんだというところであるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○奥野国務大臣 附則の第三項で、四十九年一月一日から給与の改善が行なわれるように必要な勸告を期待している旨書いてあるわけでござい

ます。これは四十八年度予算に金額を計上しておりますので、それをぜひ四十八年度に使って改善を行ないたいという趣旨を明確にしているわけでございます。

〔松永委員長代理退席、委員長着席〕

しかし、それはそれだけですべて終わったと考えるわけじゃございませんよということを明確にしますために、二項に「計画的にその実現に努めるものとする。」と書かしていただいたわけでございまして、いずれも附則に書いてあるわけでございます。臨時的な事柄でございますので附則に書いておるわけであります。ねらいは、第三条に書いておるわけであります。「一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。」これは将来にわたる基本的な姿勢でございます。おそらくこういう根拠でもなければ人事院当局が教職員について、一般の公務員に比較して優遇するような改善を勧告し続けられると思います。

その場合に、それが権衡を欠くんじやないかというふうな意見が他の公務員から出てくると思います。それに対して、こういうふうな国権の最高機関において定められた基本的な方針があるんだ、この基本的な方針のもとに人事院が自主的に勧告しているんだ、こう私はお答えになるものだと考えるのであります。そういう意味において将来にわたる基本的な考え方であると同時に、自主的な給与改善を続けていただく上においても、これがなければ困難を来す性格のものではないか、こう考えているという意味でございます。

○小林(信)委員 そうすると、附則の二項というものは、特に「国」ということばをつけたのは、これは今日の計画というものが終わるまでの任務であるというふうに解釈をするのですか。三項の、人事院が来年度の一月一日に実施できるように措置をそれまでにとってほしいということもわかります。しかも、それを計画的にするということもわかりますが、しかし附則の二項に「国」と

いうようなことばを書いたということは、大臣が常々強く主張されておる——この法律は第三条もそうですが、特に国ということばをつけ加えて、そうして未来永劫にわたって公務員よりも優遇される条項になるんだというふうに私は考えたわけでありまして。そうすると第二項というものは、これは計画が成り立つまでの条項だ、こういうふうな考えでいいんですか。

○奥野国務大臣 そのとおりでございます。一定の年限がたちましたら、二項も三項も削っていい性格の条項でございます。

○小林(信)委員 そこで、またもとへ戻ります。人事院は、こういう「必要な優遇措置が講じられなければならない。」これだけでもってほんとうに差しつかえないんですか。百三十五億という金が確かに目には見えておりますけれども、こういうことでのいいのかわるか。

それからこの計画的の問題でもってさらに伺いたいんですが、先ほど大臣が、このビラに書いてありますように、私どもは給与をこの法律によつて改定する限り、これは五段階給与制度とは無関係であります、そういうことをいわれることを、あなたも了承する立場でこれを理解しますか。もう一べんそのところを念を押しておきます。

○佐藤(達)政府委員 そのビラにはあまり私は権威を認めないのでございますけれども、しかし五段階のことは考えないとおっしゃっておるところは、それは私が読んでも、さっき申しましたように、五の字はないということを確認を持っておりますから、何もビラにたよる必要はないことで、法案そのものから五段階に關係のないことはわれわれも認識しておるわけであります。その意味ではビラには影響されない。法案から直接われわれはそういうことを受け取っておるということがいえます。

三条について優遇措置云々のお話がございましたけれども、これは結局、具体的には、先ほど申しましたように、私も勧告によつてこの答案を

出します。勧告はそのまま成立するわけじゃないので、これは国会、内閣に出しまして、国会の御審議があるわけです。そのときにいい悪いの御批判がまたあるわけです。しかしわれわれは、その勧告を出しするについては、われわれが正しい、適正であると信ずるところに従って、しかも三条の趣旨は、われわれとしてはこう考えるという信念に基づいて勧告を申し上げるわけであります。ただ先ほども触れましたように、まだこの法案は、いませつかく御審議の最中なので、いろいろお気づきの点、私たちに對してお教えをいただくような点がありましたら、どしどしいまのうちにお願いしたいと思っております。むしろそこのほうをお願いしたいと思っております。

○小林(信)委員 大体、法律の内容はわかりました。が、何となく、総裁の御答弁の中で、五段階なら計画的になされるかもしれないけれども考えないというふうにも受け取れる、そんなことをいわれたら人事院の自主性というのはなくなるんだというふうにも聞こえるのですが、もう一べんそこを明確に、五の字なんかどこにもないじゃないか、四条ではないかとあなたも冗談をおっしゃられるのですから、明確にさせていただきたいと思えます。したがって、こういう給与を上げる場合に、ただ一律に上げるということはないと思えます。何かこれには、人事院としては考慮されると思うのです。そういう場合に、そんなことはほかのほうから干渉されるものではないのだ、人事院の自主性でやるから、そのことは文句言わないのか。このビラの権威というものは、これはあなたには確かに権威はない。こういう干渉を受けてはいけないという立場で、あなたには権威がない。

ところがわれわれが受けた場合には、かりにも日本国の文部大臣が責任を持つビラでございますから、これは私たちに権威がある。その権威にあなたは支配されてはならない。私たちも国会という場においては、これにごまかされてはなら

ない。ところが、一般の人たちはこれを金科玉条のようにして神だに上げたいような気持ちでいるわけなんです。

そういうような複雑な中で私はいま質問しているのですから、五段階給与はやらないというふうにあなただけは言っているのか、そんなことをおれに言うことはけしからぬということであって、おれのか、もう一ぺんお伺いいたします。

○佐藤(達)政府委員 この文部大臣のビラを、非常に冒瀆するようなことにとられては、文部大臣に申しわけないのですけれども、少なくとも勧告権の行使に関する限りは、文部大臣があししてくれ、こうしてくれという指図をわれわれにされるはずはないし、またかりにされても、それには拘束されません。私どもが拘束されるのは法律の条文には拘束されます。これは国権の最高機関がおきめになった立法ですから、拘束されます。したがって、われわれとしては、勧告をする身になって考えた場合には、この法律の条文にどういうふうに出てくるか、これをわれわれが自主的に解釈をして、正しいと信ずる解釈をして、それに基づいて適切な勧告を申し上げる、骨子はそういうことであります。

ところがいまの五段階云々の問題は、私も先ほど申しましたように、この法文から見ても、五段階を予定したような条文はどこにも見当たりません。その点は文部大臣のチラシかビラか知りませんが、それども、その中にも、それは予想してないようなことを書いておられるらしいし、この間もこの席でおっしゃっていただきますから、それは何も問題がないし心配する必要がない、それだけの話でございませう。

○小林(信)委員 何か私はまだまだ納得できないのですが、五段階なんというところは書いてない、こういうのですが、人事院が勧告をする場合には、三〇％上げるという場合は一律三〇％でないと思います。いろいろ人事院としての考慮がなされると思うのですが、そこは人事院の自主性でやるんだ、勧告権の正しい行使でやるんだという場

合には、ジャが出るかヘビが出るかという、こわいものが出てこないかもしれないが、何が出るかわからぬという、そういうことはわれわれは心配をしなければならぬと思いますが、どうですか。いいことをやるからいいじょうぶだという抽象的なものでは私は理解できないのです。

○佐藤(達)政府委員 おことばを返すようでございませうけれども、毎年私ども勧告を申し上げて、その勧告すべてについてジャが出るかヘビが出るかということとはみんな考えられるのです。ですから、関係の組合の諸君は非常に気にされて、ぜひこうしてくれ、あししてくれ、こうしてもらっては困るということをおひんばんに私どものもとに申し入れに來られる。私自身もまめに会いして、御要望をくまなく聞いて処置しているわけでありませう。したがって、この間ここで申し上げたかどうか知りませうけれども、ここ数年來の私どもの勧告は全会一致ですよ。国会の全会一致で立法化されておるわけでありまして、それだけの自信も私は持っております。また、その気がまえて事に臨まなければならぬと思います。

したがって、いまのような問題がいろいろございませう。たとえば五段階とかなんとかいう問題はございませうけれども、これはまたそれ自体の性格の問題が一つあるわけでありませう。初めから給与問題なのかどうかという問題があるわけでありませう。これは行政組織のほうの問題でございまして、給与問題のもう一つ手前問題といいますが、別の問題である。それについて、かりにその実現をされる場合には、おそらく教育行政の主管庁であられる文部省で、あるいはそのための法案をおつくりになるとかその他の法制化をされる。それが成立した暁において、われわれは今度は給与上の評価をそれに対してするわけですね。こういう組織ができていくけれども、これを給与表の上にどう取り入れるべきか、われわれはまた独自の判断において評価する。その間には相当段階のあることなんでしょう。すぐに五段階という問題が給与そのものに、われわれの勧告そのもの

に直結する問題ではないということですね。もう一つ手前の問題だ。法制化なり何なりの問題だ。また、それについてはおそらく御批判もあるでしょうし、それが成立した暁におきまして、私どもとしては従来どおり各方面の御意見を十分聞いた上で、われわれとしてはわれわれの態度を決定するということになるわけではございませうから、いまの少なくとも五段階の問題は、直接この法律から出てくる問題でないということだけははっきり申し上げられると思います。

○小林(信)委員 大体総裁の御意向はわかりました。しかし、何といってもこの法律が抽象的なことばだけでもって、しかも人事院も拘束し国会も拘束する、そういう心配は私にはまだぬぐい切れぬものがあるわけなんです。

そこで、これは文部省にお伺いいたしますが、この前四％上げたときに職場の中で一番困った問題は、事務職員がこれに該当しなかったということなんです。これは行政職ですから、あの法律が適用された場合には除外されるのは当然ですが、しかし、同じ職場でもって同じ仕事をしておる。先生も事務職員も変わらないような状態なのが学校の実態なんです。四％ももらえなかった。おそろしく、これには何かほかの措置をするのですか。

○岩間政府委員 教職特別調整額の場合には、これは教員の場合は四％で、はね返りを入れて六％ということではございませうけれども、事務職員につきましても別に超過勤務手当を六％財源措置をいたしておりますので、均衡がくずれないという事ではないわけではございませう。このたびの給与の改善につきましても、たびたび申し上げておりますように、教職にすぐれた人材を確保したいというところではございませうから、これは第二条の「定義」でも明らかでございませうから、この法律におきましては、免許法上の教育職員というものに限定しているわけではございませう。

○小林(信)委員 だから、事務職員に、心配するような配慮がなされておるかどうか。

○岩間政府委員 ちょっと答弁が漏れまして失礼いたしました。事務職員につきましても、一般の公務員との均衡がございまして、これは一般の公務員の給与法が適用されるわけではございませう。したがって、今度の場合にはこれは教育職員だけに限られるわけではございまして、事務職員等につきましても、別途また考慮していかなければならぬというふうな問題だろうと思ひます。

○小林(信)委員 事務職員という名前前でございませう。あなた方が、文部省が見ておればそれはいいんだというふうにもお考えになるかもしれないが、同じ職場で、同じ気持ちでもってやっておる、別途何か考えてくれるだろうというときには、私は一般行政職の中で考慮されなければならぬと思うのですが、そうほうっておくのは私はかわいそうという気がするのですが、何か慰めることばがありますか。

○岩間政府委員 学校の事務職員は、先生も御案内のとおり、人数も少のうございませうし、そのためにまた給与も恵まれてないというふうな事情がございませう。したがって、私どもは今度の法案とは別個に、いままでの事務職員の職務の非常に多忙と申しますか、そういう点をとり上げまして、人事院のほうに、これは統計上の問題として優遇をはかっていただきたいということを御要望申し上げているわけではございませう。この問題は、教職の問題とは別に、その優遇につきましても私どももお願いを続けてまいりたいというふうに考えております。

○小林(信)委員 実際、この事務職員というものは、いまや全く学校を構成する一つの要素であって、あなた方は、校長は校長、教頭は教頭、一般職員は職員というふうに分けたがる癖がありますから、事務職員は事務職員だというふうにお考えになります。学校というものはほんとうの機能を發揮するためには、そこに差別がない状態でもっていくことが、大事な、教育をよくする一つの大きな要素だと私は思うのです。だから、行政職という名前がついているからしかたがないんだというふうなことではうっておくことは、あま

りにも無情、冷酷だと思います。そうして、いまだ人事院が何かしてくるだろうと、人事院に責任をかぶせておられますが、人事院総裁、よくそういうのを聞いておいてください。何もかもあなただけはしよ、込まなければならぬような状態でございしますが、そこで大蔵省にお伺いいたします。

いままのような経緯をずっと聞いてまいりますと、国という名前でもって政府も国会も人事院も拘束されるわけでありまして、この法律が出れば。その場合に、一番拘束を受けるのは大蔵省なんです。大蔵省のいままでの態度からすれば、とてもこんなものはないというのが私は普通だと思っております。今度はいさぎよくこれを協力いたしますか。あなたは前回、この法案をぜひ通していただきたいというふうな政府にかわっての御答弁をなさっておられるので、もちろん異議はないと思っておりますが、いかがですか。

○廣江説明員 お答えいたします。

今回の教員給与の改善は、通常の公務員給与のベースアップとは別のものとしていたしまして、そのために特に財源を予算に計上いたしております。また御審議をいただいております法律におきまして、教員給与の計画的な改善をはかるとともに、人事院が特にこのために必要な勧告を行なうことを内容とした法律案を提出いたしておりますのでございます。したがって、政府といたしましては、この法律が教員給与の計画的改善にとつてぜひ必要なものであると考え、その成立を望んでいられるものでございます。

○小林(信)委員 一番さいふを握っているところでございますので、三〇%とか五〇%とかいうような声がかかっておられるわけですが、大蔵省として具体的に——これも必要な優遇措置という抽象的なことばで大蔵省はこれを掌握しているのか、これくらいだというふうな数字を考えてこの法案に臨んでいるのか、明確にしていただきたいと思ひます。ほんとうならば、これは大蔵大臣に聞きたいところなんです……。

○廣江説明員 お答えいたします。

計画的な実現につとめるということの場合の計画につきましては、現段階ではなお確定いたしておりませんが、いずれにいたしましても、優遇措置を場当たり的にはなくて、本法の趣旨に沿って計画的に運ぶ必要があると考えておることを述べておるわけでございます。さしあたりは、本法案の成立を待ち、また人事院の勧告を待ちまして、今後の改善措置の取り運び方につきまして検討することになろうと思ひます。

○小林(信)委員 そういふ抽象的な御返答しか承れぬのはあらかじめ覚悟しておりますが、何にしても、この法律というものは、ほんとうに抽象論だけをずっと並べたもので、何が出てくるかわからぬという危険性が多分にあるわけでございますが、そこで、さらに初中局のほうにお伺いいたしますが、問題は私立学校だと思ひます。「学校教育」といふことを掲げて、高等学校まで、幼稚園まで大臣はすでに考えておられる。その点は人事院にみんな追い込んでおられる。その点は、多難な人事院だ、こう思ひますが、私立学校はどうなるのですか。これはやはり何か御心配を願わなければならぬと思ひますが、計画がありますか。

○岩間政府委員 私立学校の教員の給与の現状は、先ほど人事院総裁からもお話がございましたように、国公立学校の給与よりも現在まだ低い状態にございます。これを引き上げますために私学の人件費補助、これも高等学校以下の学校にも及ぼすということで私も努力をいたしているところでございます。このたび、また公立、国立の学校の教員の給与が引き上げられるということになりました場合には、やはりそういうものに近づけていくように私も財源的ないろいろな配慮をする、私学の助成をさらに拡充していくというふうな方向で対処すべきであらうというふうに考えております。

○小林(信)委員 こういふ大きな理想を掲げた場合に、もっと事務職員に対しても——これに関連する看護婦さんの問題とか医者さんの問題とかい

うようなお話もございしますが、ともかく学校というものを高く評価しておる政府としては、文部省としては、私学に対してもっと具体的な計画をもって臨んでやらなければいけないような気がいたします。私学に行こうが公立の学校に行こうが、教育の道に励むには何ら変わりはないという気持ちで初めて日本の学校全体を振興させることができるんじゃないかと思ひます。

私は最後に、確かに人材を確保するために給与を上げることは、いままでもわれわれが常に主張してきたことであり、素朴な先生方の要望でもございしますが、しかし、それだけでもって人材を確保するといふふうなことを何か印象づけるようなこの法案というものは、何か一つの罪悪を犯しておるような気がいたします。もっとも日本の教育というものは、私が終始申し上げましたように、金というところでなくて、教育にほんとうにその生きる意義を感じるというふうな行政がますます旺盛になされなければならぬし、そういうものが教師になった者にひしひしと感ずる、そういう社会をつくるというふうなことはまた非常に大事である。それがいま一番要求されておるところであります。教育に対するところの熱意というものは高いけれども、ほんとうにいま何が教師のあり方である、何が教育であるかという点で、実際の現場の人たちは苦しんでおる姿を私は先ほど申し上げました。そういうものをほんとうに理解されるような世の中をつくっていくということが大事であつて、もちろんこの給与を上げることを否定しているものではありません。大いに上げてほしい。上げてほしいけれども、いまのような点を考慮せずに、ただこの道が人材を確保する道であるというところに私はいささか不満を感じるものでございます。

それは何か。決してその文部省の意向というものを人に徹底させれば、それが教育をよくする道ではない。やはり世の中が一番教育を大事にするのは、教師がほんとうに自主性を持って、情熱をわかつて——情熱がわくというのはその人に自主性があるということでありまして、そういう教師の立場というものをつくってやらなければいけない。いま大かたの教師は、私が先ほど申しましたように、きわめて不遇な状態の中で努力をしておられます。しかし、もっとこれに理解が社会からあるいは国から与えられるならば、その情熱というものはもっとたぎっていくではないか、それがほんとに、この質疑の中でもありましたように、人間と人間との接触である。たださわるのではない。さわって何かそこに燃えるものが出てくる。そういうものがおそく大臣の期待しておる青少年の将来に対するものであるような感じがしてならないわけでありまして、ほんとうに今回のこの問題につきましても、そういう点を含めて御理解を願っていかねばいけないのではないかと、いふふうに考えて、いろいろと御質問を申し上げましたが、たいへん失礼いたしました。

○田中委員長 山中吾郎君。

○山中(吾)委員 この法案が人材確保法案という非常に理想的な名称なので、いろいろの角度から、この人材確保の目的がこの法案によってどれだけ果たされるであらうかというのを、私、吟味してみたわけでありまして。どうも私、この法案だけでは満足するような構想はないのだ、そこで、この目的を果たすために文部大臣が全貌を明らかにして、そして効果が事実にあられるようなビジョンといひますが、そういうものは、これはぜひこの法案をささえる文部大臣の構想を聞かないと、この法案の評価はできないというのが私の結論なんです。

文部広報の大臣談話の中に、教育界にすぐれた人材を確保するため法律案を国会に提出をいたしました。私は、国づくりの基本は教育にあると思ひます。そのために使命観にあふれた新鮮な人材が進んで教育界に入れられ、情熱を持って子供の教育に当たっていただけるようにしたいものと考えております。これがこの法案を提案をされた奥野文部大臣のビジョンといひますが、これを期待してこの法案が出ておるのだ、したがって、おそらくこ

の法案だけではあなたのビジョンの五分の一も十分の一も効果は出ないと思うのです。それはわかりだと思ふ。

そこで、人材を確保する政策として、どういふことをお考えになつてゐるか、この法案のバックになる文部大臣の構想をお聞きたい。

○奥野国務大臣 教育の充実をはかつてまいりました。まず教育の施設設備を整えなければならぬと思ひますし、また教育内容の充実もはかつていかなければならぬと思ひますが、何を、何を、教育に当たる教師そのものに人材を得るかどうかということだと考えております。人材を得て、その人たちが教育に情熱を燃やしていくということが大切ではなからうか、かように考えるわけでございます。やはり学校現場あるいは教育界全体がはつととした、活気にあふれたような環境を整えていかなければならぬ、かように考えておるわけでございます。それぞれいろいろな問題をかかえてゐると思ひますが、とりあへずこの法案におきましては、教育界に人材を導入する、そのための一つの条件として、やはり処遇につきましても格段の優遇措置を講じたい、こういうことでございます。

○山中(吉)委員 私が聞きしてゐる文部大臣の構想そのものの答弁は、いまの答弁にはないと思ふのです。私、一口にいへば、戦後教育界に人材を吸収する政策は一つもないと思つておるのです。頭に浮かんでみたところだけを申し上げても、教育界に人材を吸収するのには、そうしてあなたのおっしゃるように、使命観を持って、あふれるような教育欲で教育に挺身をするためには、政策を立てる構想として三つくらいの政策がどうしても必要だ。一つは、よい素質を教育界に吸収する政策、これは具体的にやはり考えなければならぬ。第二には、高い専門性を身につけて子供に魅力のある教養と、専門的知識と、教育をライフワークと考えるような人生観を持った高いランク

の教員養成制度。第三に、教壇に立ったあと、生活に心配なく十分に研修できるだけの保障された生活。したがって、この給与の改善、この三つの構想が具体的な政策に出て初めてあなたが構想を具へておられる、ここに書いておられるような新鮮な人材が進んで教育界に入り、情熱を持って子供の教育に当たる政策が初めてできるのだ、こういうふうにお考えですが、大臣はほかに構想がございますか。

○奥野国務大臣 お示しになりましたこと、きわめて基本的なことだと思ひます。

○山中(吉)委員 大臣から、具体的なそういう構想をお聞きしたいのですけれども、それは大臣は私のことに共鳴されたということで一応答弁されたので、そういう方向で一致したと思つて質問したいのだが、この三つの政策構想の中で、この法案はどこに位置づけておられるのか、教壇に立つたあとの先生が、比較的生活がいまでも苦しいのであるから、安定をして、いまよりはましな生活保障がされて、教育にいまより少しは挺身できる生活の保障がされておる法案なんだ、その第三の政策の中に位置づいておる法案だと私は考えるのです。この法案によって、優秀な人材が教育界にあこがれて来る法案ではないと思ふが、いかがですか。

○奥野国務大臣 第一の面にも相当な役割りを果たすと私は考えます。

○山中(吉)委員 本俸の一〇〇ぐらいが積み重ねられるからといって、人材が集まるようなものじゃないと思ふのです。大体青年が教壇に立つたときに、そんな一〇〇%が高い、安いなんてせんさくするものじゃないですよ。私は十七、八から二十二、三の大学を出るような青年諸君が教員養成大学に入るときには、一つはもっと魅力のある豊かな設備、施設その他が豊かな教員養成制度にあると思ふのです。そしてそういう中からできた雰囲気の中で、やはりライフワークとして教育、月給は安くてもまず子供を育てるということに生きがいを感じるというふうな人生観が教壇に立

つ動機になるんだ。給与が二倍、三倍なら別ですよ。(発言する者あり)何ですか、たった一〇〇%ぐらい、そんなもので……。上がったって三〇%ぐらいでしょう。二倍くらいなら私はわかる。給与で、大体物質でロマンチックな青年諸君を教壇に立たせるという考え方は、次元が低い。それも一部ですよ。だから、大部分の目的は、教壇に立つたあとの教員の生活保障にすぎないと私は考えておる。

そこで、戦後優秀な者を集める何か政策はあります。給与以外のことで教員養成政策の中にあります。給与以外のことですか、文部省は。

○奥野国務大臣 すぐれた資質を持つてゐる人を教育界に導入するという意味で、私はこの法律の結果たす役割りは大きい、こう考えておるわけでございます。この法律は、教育界をささえる社会的評価の一つだ、こう考えるわけでございます。やはり社会的評価というものが、若い人たちの将来の進路をきめる場合の一つの大きなきめ手になると思ふわけでございます。単に給与を上げる上げないという結果をお考えになつておるわけでございますけれども、なぜ給与を上げるかという基本的な考え方は、私はこの法律に出ていると思ふのであります。しかも、それを国権の最高機関である国会でおきめいただくわけでございます。私は、やはり教育界をささえる社会的評価の一つとして、この法律というものは大きな役割りを果たす、そのことが青年の将来の進路をきめる場合にも、相当大きな役割りを果たしてくる、こういう考え方を持っておりますので、ぜひ私の考え方も御理解をいただきたい、かように思ひます。

同時に、それだけじゃいけない、教職を魅力あるものにしていかなければならない。そういう意味におきましては、先ほど海外研修のことも申し上げました。また今回は、大学の教育学部に学んでいる人たちが、海外に留学させるという道を取り上げさせていただいたわけでございます。同時にまた、教育学部の充実、さらには大学院制度の拡充、そういうこともねらつていきたい、

こう申し上げてまいつてきておるわけでございます。さらに一そうそういう面への力も注いでいきたいと思ひます。

同時に奨学金制度につきましても、教育の面に進む方々につきましても特別な配慮が必要だ、国として、それだけそのことが必要なんだということとを明確にしていくことも大切なことだ、かように考えております。

○山中(吉)委員 文部大臣の言つておられることはよくわかるのです。そういう意図で若干そういう方向に効果はある、しかし、これだけでは微々たるものだということを強調したので、特に民族のよい素質を教育界に吸収するのには、給与よりももっと大事なものがあつたのだということを私はぜひこの機会に文部大臣と論議をいたしたい。

明治時代から百年間に、急速な日本の近代化をはかった。確かにこれは、教育界に優秀な人材を吸収する政策に成功したからだと思つておるのです。その教育のあり方、あるいは軍国主義と結合した、あるいはそこから出てきた先生に対する批判も含んで、旧制師範学校に対する批判がありますけれども、私はいいところはいいとして評価しなければならぬと思つておるのです。あの農村の優秀な子弟が師範学校に入つた。入つたあとの教育がまずかつたので、なかなか素質が伸びなかつたと思ふのですが、やはり戦前の師範学校を出た小学校の先生は優秀だつたと思ふのです、その地域社会において。いまの大学の卒業生は、あの程度の優秀な者は、会社に行つて教壇に立つていませんよ。

で、そのときに、政府のほうにおいては、あの軍国主義の徴兵制のあるときに、徴兵について免除を与えて、国防も大事だが教育もさらに大事だというイメージで、師範の卒業生は兵隊に行かないで、教壇に立つて皆さんはやりなさいということとで、そして短期現役制度と称して、戦争に行かなくていいという、そういうイメージを出して農村の優秀な子供を師範に私は吸収したと思ふのです。まことにいまからいってたら非合理的な政策

で、それをあえておる。そういうことを考えてみたときに——私はいいと言っているのではない、戦後平和憲法のもとにおいて、それならそれにかわる優秀な青年諸君を教員養成コースに吸収する政策があるかと調べると、どうしてもない。そういうときに給与の一〇〇、計画的だから最後は三〇〇ぐらいはいくと思います、大蔵省がどう阻止しようがいくと思いますけれども、これではそういう優秀な素質を吸収する政策としては実に微々たるものだと思うのですが、何か他の政策をあなたは一緒に立ててくれないと、私は非常に魅力ある政策として両手をあげて賛成はできない。何かそういうことは考えておられないのですか。

○奥野国務大臣 たびたび申し上げるので恐縮でございますけれども、教員養成の組織のあり方、これは決して昔の師範学校を再現するというような意味で申し上げているわけではございませんで、広く御同意をいただけるような充実策でございますので、これをぜひやりたいということで、四十八年度はとりあえず調査費を計上させていただいて調査を進めているところでございます。そういうことで教育の内容の充実向上をはかっていきたい。

同時に、奨学金制度などにつきましても、一つの充実をはからなければならぬ、かように考えているわけでございます。

同時にまた、教育学部の学生を、在学時代に海外に出すということは、ことし、四十八年度の予算で計上させていただきました。さらに現職にある方々を広く、五千人でございますが、五千人という数字もこれは世界各国どこにもこういう仕組みはないと思います。五千人で終わるわけではなく、なお教員養成をふやしていただきたいという希望を強く持っているわけでございます。

なお、いろいろな案があれば積極的に取り上げたいという熱意も深く持っているものでございます。

○山中(吾)委員 海外派遣について、教壇に立つ

前に教員養成コースの中で教壇に立つ者に世界を見せるという制度、私は賛成なんです。全員教壇に立つ前に海外を国費で見せるべきだ。そして国際的な視野と教養を持って教壇に立てば、文部省のようなけちくさい動評などは要らない。おのずから世界の中の日本の地位というものを引きわめ、諸外国と比較をして、長短をみずから自覚をして、国民形成に生きがいを感じる使命観が出ると思うのだから、教員養成コースの中で全員、一人百万くらい使ってもいいじゃないですか、世界を見せて教壇に立たせる、そういう雄大な政策をあなたがやるというならばこの政策も生きてくる。文部大臣どうですか。

○奥野国務大臣 そういうお考えも一つのお考えだと思いますし、先ほど申し上げましたように、その一部から手をつけ始めているということでございます。

○山中(吾)委員 現在は戦争放棄の憲法を持っているのですから、国民形成という教育政策が、国民の税金を使うときに最高のランクにすべき事業だと私は思うのです。国防教育論に私は反対するが、教育国防論者なんです。よい、高い教育、高い教養を持った国民をつくるのが私は、即、国防だと思ふものなので、そういうことを考えて、よい人材、優秀な人材を教育界に吸収する政策に対して、第一に考えるのは、教員養成制度にうんと金を使ったらどうか。いま問題になっている医学生、大学の教育費は、一人当たり幾らですか。

○木田政府委員 一人当たり国立大学におきまして医学部の学生の一年間の教育には、七十万見当にかかっておるといふふうに考えておる次第でございます。

○山中(吾)委員 百万くらいはかかっておると思っておたが、わりに安いですね。一般の大学における教員養成コース、もとの学芸学部、現在の教育学部は、私はおそらくその三分の一くらいだろうと思う。教員養成コースの学部は、年間七十万、百万使ったらどうか。一年間百万として、四年で大体四百万、国民形成に生涯をささげる教

員の養成に四百万くらい、これは実に安い、一番有効な国民の税金の使い方だと思ふ。そういう使い方をすれば、大学における教育学部の施設設備、優秀な教授、そこに魅力のあるコースとして優秀な者が入っていくんだ、優秀な人材を吸収する入り口は教員養成コース、その入学、その機会しかないんじゃないか。

そういうことを考えてみたときに、全学生に卒業するまでに海外を見せてもおそらく五十万である。十分使えるじゃないか。四百万というところ、かに先生の年間の給与が二百万とすると、教壇で立っておる教員の給与が二百万とすると、二カ年分である。その二カ年分を教員養成コースに使って、優秀な学問と教養を身につけた先生に、かりに三十五年勤続するところを三十七年勤続してもらった、優秀な教養をつける分は、もう二カ年多く教壇に立ってもらふことによって、優秀な教員をつくる教育ができるのだから、私は四百万を教員養成費に使うことほど安い有効な金の使い方はないと思う。なぜかという方向に着眼をしないのか。大学における教養学部は程度が低い。そうして施設はよくない。教授陣の素質も悪い。学生が劣等感を持っておるじゃないか。そういうものをそのまま捨てて、そうしているうちにまた疑問を持たれておるこういう法案を、そういう構想をしっかりと持った上に出さないで、ぼつんと出してくるから、政治的に不信任を持たれたり何か論議をされておるのだと思う。まずこれはこれとして教員養成制度について思い切った金の有効な使い方についてお考えがありますか。

○奥野国務大臣 先ほどもちょっと触れたわけでございますけれども、とにかく調査費を計上させていただいて調査をつくる、その結論に従うということでございます。

同時にまた、戦前は師範教育が教員養成の中心だったと思います。戦後はそういうところにも若干問題もあつたりいたしましたので、広く各学校で教員養成課程を設けてもらふ。そして免許状の取得者に教育に当たってもらふ。でありますので、国

公立の学校で養成している先生方は、いま伺いましたら半分程度の方でございます。

〔委員長退席、松永委員長代理着席〕

しかし、その学生に、海外で在学中に学んでもらうということも行なっておるわけでございます。私立の学校で半分ぐらい養成してもらっているということもございまして、さらにまた現職教育ということに特段の配慮が必要ではなからうかというところも私は考えておるわけでございます。いずれ結論が出ましたら、それに従って充実をはかっていきたい。

いずれにいたしましても、教育の改革は非常に大切な時期に来ている、こう考えております。第二次世界大戦後たくさんな国ができましたけれども、みんな教育をこれにして国の発展をはかっていきたいと考えておるようでございます。欧米の先進国も、残らず社会情勢の変化に対応して、教育の改革に非常な情熱を傾けているようでございます。日本も例外であつてはならないという気持ちを抱いておるわけでございます。こういう人材確保の法案もその一環とぜひお考えいただくようにお願い申し上げます。

○山中(吾)委員 大学における教員養成を前提として私は論議をしておる。この教員養成の専門性を高めるための養成コースを充実して、大学における学問の自由というものは戦前みたいにおこなわれたい。したがって、教員希望の大学における学部は、思い切った金を使って優遇をして、安心をして、その学生は全額国庫負担ででもどんどん秀才が入っていくような門戸をつくるということが前提でない、この法案は少しも染しみが無い。この法案だけが出て、あと切り切れトンボならば、むしろ害が多くなってくると思うので私は申し上げておるのですから、心にひとつ深く覚えておいていただきたいと思うのであります。

そこで、私が考えるのに、日本の現在の、戦後における教員養成の教育学部コースが、現状のまま、貧弱なまま、そうして実質的に教師の専門性

がほとんど付与されていないと私は思うのですけれども、学問、学力を現状のままにして、国立大学を出た者の県庁につとめるいは本省につとめ、会社につとめる者よりは、観念的に教育は重要であるからといって本俸を二〇%、三〇%上げていくことは反対だ。教師として別に高い専門性を身につけていないくせに、教壇に立つたために二〇%、三〇%高くということは、逆に外から非難を受けるということを私は心配をする。ここにこの法案の位置づけについて、他のものと一緒に考えなければこの法案は有害になるのだ。

現実に、現在の大学における教育学部の学生諸君は、大体国立大学の第二期大学なんだ。第一期に落ちて第二期に学芸学部に入った挫折感をもつておる。これは制度から来てるおる。それから第一志望は工学部であった、第一志望は何部であったが、第二志望の学芸学部に入ったという者も多い。これは挫折感がそこにまたある。そういう教員養成政策を現状のまゝくづつていまして、本俸を観念的に、教育の重要性というところから二〇%、三〇%上げたらどうなるのか。査定をする大蔵省の役人も、教員は何だ、おれの学生時代にはたいしてできなかったくせに、教壇に立つてから何%多い、という心理的なものが、どこかで江戸のかたきを長崎で討つ査定のかたきも予算的にないとは私は思わない。旅費などもそれだけ削られる。本俸が三〇%多いんだから、先生はあちらこちらに行かないで、一年間教壇で教育すべきなんだ、旅費などこれ以上増額する必要はないという心理が働くかもしれない。現に地方の小中学校の予算の査定においては、県庁において教育委員会の予算を給与に対して高めのとか、あるいは旅費はほんとうに少ない、旅費を多くしろという要求をしたときに、査定をする県庁財務関係の者は、夏休みがあるじゃないか、冬休みがあるじゃないかといって、一人の旅費を三人に分けて研修、講習会に出ておるような姿においては、旅費はなかなか上がらないのです。それは現実的に医者のように、六十年の医科大学で、一番

最高の学歴ランクの中におつて、高い教養と、われわれがわからないような医学の専門性を帯びた医師養成制度があるから、給与が高くて当たり前に非難がない。教員に限っては、そういう教員養成制度を充実しないで、そのままにしておいて、観念的に教育が重要だということで本俸を上げてみなさい、必ず他の公務員が教員に対して江戸のかたきを長崎で討つ心配がある。農村に行きますと、農民が朝から晩まで働いておるのに、学校の先生は授業が終わると三時ごろうちへ帰る。そして農村においては給与が高い、目ざわりでしかたがない。一般の役場の給与よりも二割、三割高いた。先生は明るいうちに帰る、地域社会の者からそう言われるので、うちで教材を学習したいけれども気がひけて、夜、学校でそれをやって帰るといふ心理が働いている者はたくさんあります。そこで私は、思いつきでただ給与を三〇%上げれば教員の評価が高くなって、そして教員ももっとプライドをもって仕事をすると期待されていることが逆にないではないかとこのことを心配するから、この法案を論議している。これに先行すべきいろいろの教師政策が出てこなければならぬ。この法案ができて、十年も私が心配するようなら、その周辺の教師政策を現状に伏せておいてごらんない、先生はますます自己矛盾を感じ、そして地域社会において何だかんだ言われながらまた変なコンプレックスを持ったりしてくるのではないか。それを十分お考えになってこの法案を出されていいのではないかとと思う。

この法案については、与党の諸君もいろいろ言っていますけれども、個人的には、先生は夏休みも冬休みもあるじゃないか、賃金の要求ばかりしておつておかしいじゃないかとみんな言っておる。本案のときは、りっぱりと申しておるけれども……だから、ほんとうに教師を思い、教育を思うならば、そこまでのことを考えて立法すべきである。おわかりになりますか。それについて、奥野文部大臣はどういうふうにこれからしていこうという用意を、多少具体的にわれわれに

言ってくれなければ困る。お聞きしたいと思えます。

○奥野国務大臣 お考えに全く同感でございます。山中さんは、現在教職についている人たちが情熱を燃やしていく一つの手当てになっていくだろう、これはお認めいただいたと思うのでございませう。やはり教員に対する社会的評価が、かほどに高いものであるということがこの法案によって明らかにされた。それにこたえていかなければならぬ。でございますだけに、現在教育に携わっておられる方々は、従来より一そう勉強もしていただけていしょうし、また教育そのものに情熱を傾けていただける、かように考えておるわけでございませう。

同時にまた、これから教育界に入っていく方々、率直に申し上げまして、若干教育学部をねらう人たちが減少きましてございませう。同時にまた、男子はだんだん少なくなってくるというふうな傾向でございませうけれども、こういう制度、法律が明確になってまいりますと、優秀な方々が進んで教育界に入ってくる傾向がふえるだろうと思ひます。そういう人によって、教育学部で学ぶ場合でも一そう力が入ってくるでししょうし、充実した勉強をやってくれるのじゃないだろうか、この期待をするわけでございませう。

同時に、教員養成の教育学部のあり方につきましても、なお充実する方向につきまして調査を続けられておる。とりわけ現職の先生方について、大学院で学んでもらう仕組みも取り上げるべきだというふうな方向で検討が続けられておるわけでありませう。

同時に、先ほど来もたびたび申し上げまして恐縮でございますけれども、学生そのものにもしつかり勉強してもらつて、さらに在学中に海外にも出てもらふというふうなことで励みを与えていきたいというふうなことを考えているわけでございませう。

○山中(吉)委員 満足した答弁ではないのです。私はおそろく給与だけを上げていく過程の中

に、予期しないデメリットが出てくるのではないかと思っている。特に強調しておきたいのです。

たとえば、現在音楽の専門性を帯びた、ほんとうの音楽の先生が、小・中・高にだけおられるのか。あるいはほんとうの体育の専門性を持つておる先生がどれだけ充足されておるのか。あるいは理科をほんとうに子供が喜んで学習をして、あの先生に理科を学んだから理科が好きになったというふうな高い専門性を持つておる理科の先生はどれだけおられるのか。私は半分くらいではないかと思う。そういう意味の高い専門性を与える教員養成政策が進まないで停頓しておるままに、ほんとうに日本の伝統的な音楽に対する教養もない者が——私はその個人を批判しているのではない、教員養成制度を批判しているのですが、そのままだけにおいて、給与だけを上げていく。そのことで教壇に立つことに意欲ができて、あるいは外からも魅力ができて教育もよくなるという考え方は、私は楽観過ぎると思う。そういうことを特に深刻にこの法案を出されておる文部当局、文部大臣は考えられたか。一つの政策が順序が逆になれば、いい政策も悪い政策になると思う。この政策が先で、この政策があつてという順序で全部進めていって、初めてその政策はプラスの政策になる。一つの政策をもってこの政策がいいんだというので先に突っ走つてくれば、私はマイナスの政策になるものが非常に多いと思う。戦後の文部省の教育政策の中にも、審議の中で私たちが間違いを犯したのですが、前後非常に違った出し方をマイナスになつておるものは私の記憶の中にもある。この法案について、私はそういう意味において、教師政策として必要な政策の前後左右を、十分に検討されるべきである。それがないんだということ強調しておるのであります。

そこで、これは本俸を上げるといふことを前提の給与でししょう。一月からの百三十五億ですか、これは本俸の一〇%というのは単なる算出の基礎なんです。あるいは本俸を一〇%上げること

を前提とした給与の性格を帯びているのか、どちらですか。

○岩間政府委員 これは本俸に扶養手当その他も加えましての一〇%でございます。しかしながら、これは算出の基礎でございますから、具体的には人事院でいろいろ御判断があるというふうに考えております。

○山中(吾)委員 私は一つの算出の基礎である、方向は予定しておられるけれども、算出の基礎であるというのでお聞きしたいと思うのであります。すけれども、いまのような心配もありませんし、現在のいろいろの政策を前提にして、実質的に教員の給与を改善をして、そして現在教壇に立っておられる者も意欲的になるような、若干青年諸君に教員養成学部に入る刺激にもなるということをお考えの場合には、本俸を上げるよりは研修手当にすべきではないか。教育公務員特例法にも、教員は研修に努力しなければならぬという努力義務が規定されておるのだ。そういうときに、思い切って研修手当一〇%、それは本俸の一〇%、算出の基礎はそのままの額でいいのです。そうすることによって、外から見ても、給与全体が変革されるのでなくて、教員の本俸が高いというようなことではないかと変な目で見られる必要もない。そして他の公務員には研修の義務は法律に規定されていないが、教員については研修の義務が規定されておる。研修手当という姿で給与改善を考えたときには、教師自身も、実際は自分のもらっている給与の中の一〇%は研修のための一〇%だといえ、心理的にも研修しなければならぬという刺激もあるだろう、そういうことを考えるのであります。この法案を前提として人事院において自主的に勧告するときは、本俸の一〇%ということがある規定されておるのでなく、勧告する義務はあるが、内容について、本俸の一〇%にするのか、研修手当一〇%にして勧告するのかわくことは、この法律の上において自由なのか、どうですか、人事院総裁にお聞きします。

○佐藤(達)政府委員 それらの点は、全く人事院の判断におまかせをいたしておるものと考えております。したがって、先ほども触れましたように、ただいま御示唆になりましたような研修手当でいったらどうかとか、そういういろいろな御議論をひとつここで拝聴させていただきたい。ただ、研修手当につきましても、私どもの考えを、いつきでございませうけれども、ちょっと申し上げますと、私も、研修手当といいますが、研修に関連して一番教員の皆さまが現実に要望されておりますのは、国立の場合はまだいいのですけれども、地方の先生方は研修に行く旅費がもう足りないと、そういう非常に卑近なあれを持っておられるということも考えております。したがって、そういう点についてはいろいろお考えいただき、そういう点についてはいろいろお考えいただき、引き上げについて、研修手当の形でいくのがいいか、あるいは本俸の形でいくのがいいか。そうばん勘定からいいますと、本俸でいったほうが得になるわけですね、いろいろなものにはね返りますから。というふうな利害の算段もそこに加わってまいりますけれども、ともあれ、そういう種類の御意見をどしどしお聞かせいただきたいと思つて、ここに拝聴に出ておるわけでございます。

○山中(吾)委員 いま人事院総裁がそういう意見を述べられたのですが、文部大臣は異議ありませんか。

○奥野国務大臣 研修手当構想なるものをいま初めて伺ひまして、私としてもよく勉強してみたい、かように思います。人事院総裁がちょっと触れられましたように、将来の退職年金とか退職手当とか、いろいろな問題をあわせて考えてまいりますと、有利不利でものを議論してはいけませんけれども、そういう問題がからんでくるなということを感じさせていただいておつたところでございします。

同時に、一〇%を考えておるわけじゃない、むしろ、もっと高いものをお考えになった場合には、たしてそういうものでおさまる性格のものだろうかという疑問も若干あるわけでございます。いずれにいたしましても、人事院のほうで結論は出していただくわけでございますけれども、私いたしましても十分研究をさせていただきたいと思ひます。

○山中(吾)委員 それでは私の見解を申し上げて、いろいろ今後の討議の参考にさせていただきたいのですが、かりに五万円の本俸ならば、一〇%の研修手当というのは五千元、二〇%で一万円です。私には、三割くらいは率の研修手当で一向差しかえない、変にはならない。ことに現在の教員の定員を前提としますと、先生には雑務が非常に多いのです。教育活動でなくて非教育的な雑務、たとえば学校給食のお金の勘定、PTAのお金の勘定、修学旅行の積み立て金の事務、参考書の金をどうする、プール建設費の金集めとか、そこで地域では事務職員を出さないから、教壇に立つよりも事務職員のほうが非常に多い。そのときに、本俸というイメージで上げていけば、本俸が上がるのには、授業を半分にして事務のほうをやらざるを得ない、教師に対するしわ寄せが大きなことを非常に心配するのです。事務職員をずらつてやつて本俸を三割上げた、そのかわり先生はもうあらゆるエネルギーを子供の教育に没頭できるという実態ができれば、また評価もそれに伴ってくる。おそらく、この本俸を上げるという形をとつておいても、事務職員の当分の間を取るのにはまだ数年かかるでしょう。数年、あるいは怠慢でいつまでも残すかもしれない。奥野文部大臣はそういうことは考えていないと思ひます。……定員の増についても、うかうかすると、本俸を多くすれば、私は大蔵省の主計官にもこれは聞かなければいかぬと思うのですが、心理的に、本俸が高いと、総額給与の関係も含んで、やはり定員をふやす要求に対してはブレーキになる心理作用もあると思うのです。これは必ずあります。理屈じゃありません。そういうことを考え、教員の特殊性からいって、どの公務員にも義務づけられない研修義務というものが法律上あるのですから、研修手当ということでは、私はこういふ議論をしておられるけれども、あるいは現場の教育者は全部喜ぶだろう、この法案に賛成しますよ。本俸ということからくるメリットが非常に多いという政策上の疑問のあるところへ、うわさの中に、五段階給与が隠れておるのではないかと、本俸からいろいろ疑問の五段階給与が出てくるわけではあります。

文部大臣は、五段階給与は考えておられないのでしよう。これはまず先に聞いておきましょう。それから話を進めたいと思うのです。

○奥野国務大臣 全く考えておりませんし、研究したこともございません。

○山中(吾)委員 いまのところではなくて、私の聞きたいののは、学校というものは人間を育てる社会であるから、人間を育てる社会における給与のあり方は、高い給与を支給すると同時に、給与をどういうふうに分けるかということが、学校という教育環境の中において給与はどうあるべきかという本質論として、身分を前提とした差別給与体系は人間を育てる社会には不適当である、やはり子供の前に平等の教員のイメージがあり、そして給与の支給のしかたにおいては、そういう校長であるとか教頭であるとか、上級教諭であるとか助教諭とかいうことで給与表を別々にする身分的差別的給与体系は適当でない、そういう本質論の上に立つて言われておるかどうかをお聞きしたいのです。

○奥野国務大臣 私自身、研究したことないのをごいしますけれども、この法案にからみまして、反対論の中にいまおっしゃったようなことが書いてあるのを読みました。なるほどそういうものだなとわかるような感じもいたしております。

○山中(吾)委員 わかるような感じというけれども、わかるようにいうことを入れるのはまだ十分研究が足らぬ。それじゃ少し議論をしたいと思ひます。

私は、学校というのは建物じゃないと思う。青

少年が育っていく環境であり、先生からいえば、子供を人間形成の上でひずみのない豊かな人間性を持ったおとなに育てていく環境だと思ふのです。そういう学校の特殊性を前提としたときに、学校という社会の秩序の権威は、権力が秩序の原因でなく、学問とか教養の裏づけられた権威に基づいてその社会というのには秩序づけられなければならない。外からの拘束で秩序を維持するようなことは、人間が育つ社会の原理としては不適当である。同時に、人格は平等だ、人間は平等だといふことがその社会に貫徹をしておく必要がある。

そこで、先生が一つの学級を編制するときに、地域社会においては封建的要素もあり、本家の子供、分家の子供ということに身分の差別感があつても、学級編制においては、人格は平等で理想的再編制をする。ところが、そういう再編制をする先生が教員室に帰ったときに、教員室の社会に、校長なるがゆえに、教頭なるがゆえに、あるいは何々なるがゆえにという、最初から給与表を別にした、身分を前提とした給与の差別があるときには、そこからは教師自身も二重人格になるし、子供には平等の社会を教え、自分のほうでは差別の給与を肯定するといふふうなことで、人格が分裂をしてくるだろう。だから教育環境の中においては、教員室のいろいろなあり方も、私はその平等を貫いた社会秩序を置かなければならぬと思う。県庁あるいは役所のように、課長、課長補佐、何といふ給与を変えていくのではなしにしていくのが私は正しいと思う。したがって、教員の給与改善を考へるときには、別の給与と、そうして給与をどう分けるかというときに、教育機関の特殊性に基づいた分け方をしなければならぬと思うのですが、どうでしょう。

○奥野国務大臣 よくわかりますし、理想的にはそうあってほしいものだと思ひます。

○山中(吾)委員 私は、文部大臣がわかりがよいので、これはよくわかつたと思うので、その思想がこの給与の分配について具体的に出来ることを大いに期待しておきたいと思ふのです。

そういうときに、そういう論理からいって、いわゆる身分的なものを前提とした、五段階であらうが三段階であろうが、そういう給与体系は出てこない。これは人事院総裁にもあとで思想をお聞きしたいと思ひますが、そのために、教員の給与については、一つの原理において給与体系ができて——ただ、他の職場と違った、研修をする義務があり、研修しなければい教師になれないのですから、私は、研修手当という姿で、こういう学校という特殊性にに応じて、しかも合うような給与を考えてはどうかと思ふ。

しかし、そのときに、私は決して悪平等を主張しておりません。長い経験を持つておる先生については、子供がだんだん大学に入る年齢になると、独身の先生よりもまた生活が高まるのであるし、十年の教育経験というものには尊重しなければならぬ。私は、五年の教育経験を持った先生と十五年の教育経験を持った先生というものについては、教育経験を尊重する、教育を尊重するというのが一つであるから、その辺にやはり何らかの差があつていい。しかし、身分的な差別のみで給与をすべきでない。本俸の一〇%という算出の基礎で研修手当を考えれば、本俸五万円の者は五千元であるが、本俸十万円の者は一万円だ。私はそれでいいと思ふ。思想的に差別はないのですから。ただ、年をとるとだんだん研修意欲が少なくなつていくのに、多くやるというのはいかしくないやないかという批判があるといふことはよくわかつております。あつていいのだ。しかし、先生といふものは、年をとればなお研修しなければ教養がだんだん古くなるんだ、もっと勉強しなければならぬという、またそれが正しいと思ふのです。そういう思想のもとに給与を考へるのが正しいんだ。そういうことで、私は、研修手当という、平等の原則に立つた給与の思想、そうして同時に、悪平等にならないような政策は、それは大いに考へていいと思ふ。

そういうことを考へていくときに、この法案の中に五段階給与、三段階給与の疑いを受けるように

な本俸でなくて、研修手当というものを頭に置いて御検討されることが非常に大事ではないか。細部についてはいろいろ論議があるでしょう。人事院総裁、いかがでしょう。

○佐藤(達)政府委員 先ほどから傾聴しておつたのですけれども、ちょっと気がかりになりますのは、五段階制をよけるための何かまじないとしてというふうな、そういうあれがちょっと聞き取れたものですから、そのほうならば、それはもう御心配は要らないといふことで、それはちょっと横に置いていただいて、そしてその研修手当のほうを純粹に考へていただいた場合に、御議論はこれは傾聴すべき御議論だと思ひます。しかし、私どもが教員の諸君に対して何が一番有利であるかといふことに徹して考へた場合には、まあ本俸のほうに喜ばれるのじゃないか。

〔松永委員長代理退席、委員長着席〕
いままで現場の先生方の御要望を聞いておりました。本俸は本俸として上げてくれよ、それにプラス研修手当をひとつもらいたい、こういう形で考へておるのです。

ですから、ただいまの御意思は貴重な御意思として承つておきますけれども、なお私どもはその点十分検討いたしますし、また現場の先生方にもこれからまたいろいろ御意見を聞かなければならぬと思ひます。それらも総合して正しい結論を出したいと思つております。

○山中(吾)委員 私は、本俸を上げるときは、教員養成制度が充実をして、たとえばお医者さんのようなああいう高いランクの学歴を前提とした教員養成があり、それにに応じて給与の本俸が上がつても、人はそれを相当と認め、江戸のかたきは長崎で討たない。現在のままのときには、私は、本俸はそのままで、研修手当がいい。そしてまた、教員養成制度を大学院修士課程程度にする、そういうものにに応じて本俸を上げるといふならば、これは本俸が上がつても外から何ら言われない。地域社会においては、必ずこれは、どんなに地味な論を言つたって、教壇に立つておる先生は、先生

といわれるほどばかになつてしまふことばもありまされども、表面は尊敬をして、裏では何らか陰口をいわれておる。これは日本社会の現実なんです。しかも、日本の教員の就職しておるところは、山間僻地で、貧しい父母のもとに子供が通つておる学校の先生なんです。そういうことも配慮をして、ほんとうに教員に愛情があるならば、そういうことを配慮すべきである。そんなことを考へない人は、私はほんとうに教師に愛情がないと思ふのです。ぜひ深刻に検討していただきたいと思ふのであります。

現在、教員に関連する手当はたくさんあると思ひます。しかし、教員の特殊性に基づいた手当は一つもないんだ。寒冷地手当にしても、僻地手当にしても、あるいは石炭手当にしても、これは一般公務員共通のものである。定通手当、産業教育手当というのは、教員の一部の、やはり仕事の量に基づいたもので、教師一般については、教育の特殊性という点についていへば、私はまだないと思ふ。あるとすれば、想定できるのは研修手当だけであらうと思ふので、強調しておるのであります。

そこで次に、こういう機会でありまして、給与のあり方の問題として論議をしておきたいと思ふのは、校長については管理手当、教頭についてはやはり教頭の管理手当といふのがありますけれども、大体校長、教頭というのは私は教育者であると見たい。教育者である。行政の末端であつてはならないんだ。行政的要素がふえれば、教育者の要素はやはりだんだん反比例で少なくなつてくる。校長管理手当あるいは教頭管理手当を渡すことによってだんだん行政官化するという傾向があり、そういう動機があれば私は反対なんです。そういうことを考へてみたときに、校長に対しては校長在職手当という性格ならばいい。教頭も教頭在職手当という性格で、その責任に応じて給与を多くする。手当はいいと思ふのですが、管理といふことを使つたといふことが同時に行政官化するといふ意味においては、これは教育社会を毒する

ものだと思うのですが、これは文部大臣と人事院総裁にお聞きしたい。

○佐藤達政府委員 管理職手当という呼び方が大体不穏当な呼び方じゃないかと思うので、特別調整額というのがほんとうの言い方なんです。単に便宜上、ことに地方においては管理職手当というふうになつていってしまうところもあるようですけれども、本質は特別調整額でございます。管理職というふうなニュアンスが直接そこから出てくるものじゃないと思ひますけれども、これはよけいなことでございすけれども、いまのお話から思ひ出しますのは、私どもの子供のころは、大体校長先生は訓導兼校長、訓導兼何か教頭ということになつたかと思うのでございす。それがいまの制度ではその点がはっきり分解されておるといふことは、先ほどもお話がありましたように、これはやはり教育の組織のほうの問題でございすから、これはまた文部大臣のほうからお聞き取りいただけてけっこうだと思ひます。

○奥野国務大臣 校長先生も教頭の先生も、みんなやはり先生から教頭なり校長なりになつていられるわけなんです。組織運営の一つの仕組みになつておられるわけでございます。全体がそういうことでやはり教育界にふさわしい雰囲気の中で運営されるというふうになつていっているじゃないだろうか、こう思ふわけでございます。ただ、管理職ということばについてたいへんいやな感じを持たれるようなお話がございましたけれども、皆さん先生方でございます。ただ、組織体でございますので、組織体を運営するためにはそれぞれの役割りがなければならぬということにすぎないというふうに御理解を賜りたいものだと思ひます。

○山中(金)委員 どうも、だから管理というのは教育界にはふさわしくない。教育と管理というのはどうしても矛盾がある。教育というのは、自発性に基いてそしてその素質を引き上げていくのだ、管理というのは、外から管理をするのだから、だから教育界には大体管理というのは排除す

べきではないか。校長は教員を管理する、監督するのじゃない、やはり校長は教員を指導する。教育と指導ということば。ところが、どうも校長に管理手当を与えることによって管理者化をし、教員に管理手当を、そういう調整額を与えることによって行政的なイメージをどうもふやしているという戦後の行政の動きがあるのは、まことに遺憾なんです。私は、たとえば校長は教員を指導するという位置づけをどうもふやしている。監督するということばとか、そういうのでなくて、教頭は校長を補佐して教員を指導する——指導するということばなら、学問的な裏づけを持った權威による指導である。権力による監督、管理ではないのです。そういうこともやはり学校という教育社会の特質を前提として、もう少し政治的感覚で、便宜的に思ひつきで県庁と同じような考えで、ピラミッド型の学校構成をつくつてみたり、そういうことのないようにしなければならぬ。これは給与のやり方と非常に関係があるので、この機会に私はぜひ、校長、教頭は、これは教育者なんだ、教育行政官の末端は教育地方事務所の主事までである、学校に住んでおる校長、教頭は全部教員なんだ、そして教員を指導する、豊かな経験と教養を持ったのが校長さんで、これは教員の一員なんだ、そういう概念だけは明確にして、給与を口実にして、校長までは行政官で、下は教師で、一つの屋根の下で二種類の違った人種が住むような学校行政はしてもらいたくない。そういうふうな雰囲気を与えるから、現場の教師に対する日本の教育行政の不信感も生まれてくるのである。せつかく国民の税金を有効に使う場合には、全教員が喜んでそれを給与としていただき、そうして誇りを持って教壇に立ち、意欲を持ってライフワークとして前進するような、そういう金の使い方をぜひしてもらいたいと思ふのであります。いま人事院総裁が、管理手当とかいうことばは不適当なんだ、悪いのだ、これは在職調整額だ、私はそれならわかる。それならわかる。どうもそういう雰囲気をしていない。したがって、教頭について

も法律上明文化してくれなければ身分が不安定だ、そういう変な心理が教員の中に巣くつてしまつておる。戦前にはそういう論議は一つもなかった。戦前の小学校にはそんな論議はないです。全部一体とした教育者であり、校長さんは風格がある教師であつて、そして後輩の教師を指導して何にも支障はなかった。戦後なぜこういうものを論議せなければならぬのだ。私は、文部省の教育行政の中に、その背後に、そういう方向に持っていく政治勢力がもしありとすれば、反省しなければならぬと思ふのであります。そういうことを考えて、この給与体系は将来に心配のないような保障がまず示されることを私は切に要望するのであります。

そこで、いつまでも質問は続ける気はありませんが、最後に、法案に即して二、三疑問をお聞きして終わりたいと思ひます。

この法案は非常に簡単な法案であります。一口に言えば、内容不確定法案である。内容不確定の法案を出されて、われわれが賛成、反対といふと——このごろどうも法案の出方が気に食わない法案がたぐさんあるのだが、これも内容が非常に不確定である。それについて、だからこそ、この法案が成立したあとどういう発展をするかというので、各委員がいろいろの角度から真剣に論議をして、これは法案できつちりわかつていらないじゃないかというなら、ふまじめ千万である。非常に不確定であると思ふ。そういうことを考えて、一、二この法律案文に即してお聞きしたいのであります。これも各委員から少しづつ質問があったと思ひます。学校教育の水準維持向上、これが看板である。しかし、内容においては義務教育諸学校の教職員の給与である、ここに非常に悩みの多い法案のようでありまして、この法案が論議されるまでに、大蔵省、文部省その他の関係で、一方には幅の広い学校教育、具体的には義務教育に限定しておるといふ矛盾が出ていふことは私は推察いたします。かれこれ言ひません。ただ、義務教育である小、中学校と、義務教育でない

高等学校の教育と幼稚園の教育に、教育として軽重の差を考へておられるのか、文部大臣にお聞きしておきたい。

○奥野国務大臣 文部省といつましては、学校教育法第一条に掲げております学校全体の水準の向上発展をはかつていきたい、これがもう基本的なねらいでございます。

○山中(金)委員 私は、義務教育と非義務教育である高等学校と区別をする理由は憲法上ないんじゃないかと思つてゐる。制度的にも……(発言する者あり)うるさいね。もう少し黙つて聞きなさい。

〔発言する者あり〕

○田中委員 静粛に願ひます。

○山中(金)委員 何かいま言わなければならぬことがあるのか。ぼくの内容に文句あるなら言ひなさい。退屈だらうから少ししゃべりたいと思ふが……。

憲法二十六条の二項、すべての国民は、保護する子女に対して普通教育、義務教育をする、これが憲法の精神ですね。保護する子女とは未成年のことでしょう。法律用語としては、普通教育は小学校、中学校、高等学校も、定義としては普通教育でしょう。したがって、憲法二十六条の二項の性格からいって、憲法上、保護する子女に対する普通教育としては、小中学校は少しも違った憲法の教育の差はないんだと私は思ふのですが、どうでしょう。

○奥野国務大臣 憲法は「法律の定めるところにより、」こう書いてありますので、義務教育は小中学校、こうしてゐるわけではございませうけれども、気持ちとしてはおっしゃつてゐるようなことがわかるような気がいたします。法律解釈としては、「法律の定めるところにより、」こう書いてありますので、そこはそこで範囲をきめて見てい

るんだ、こう理解せざるを得ないと思ひます。

○田中委員 此の際、木田大学学術局長から発言を求められておりますので、これを許します。大学学術局長。

○木田政府委員 御質問の途中たいへん恐縮でございますが、先ほど、学生一人当たりの経費七十万円と御答弁申し上げました。これはうっかりいたしまして国立大学の全学部の平均の単価をお答え申し上げまして、たいへん失礼いたしました。医学部の御質問だったかと思うのでございますが、国立の医学部につきましては、昭和四十五年一人当たり百二十八万円ということでございまして、訂正させていただきます。たいへん失礼いたしました。

○山中(吾)委員 少し安過ぎると思つたので、おそろくそのとおりでしょう。

それで、憲法の条文に基づいて、教育基本法の四条でしか、保護する子女に対する九カ年の義務教育と書いてありますね。何歳から何歳までも書いてないんです。ただ、今度はさらに学校教育法で、六歳から十五歳ですか、これは九歳から十八歳にしてもいいと思うのです。憲法のその思想のもとに、保護する子女に対する普通教育を今度は父兄がどうしてもなさなければならぬという義務づけにし、具体的な義務教育の期間を九カ年にして、さらに年齢は学校教育法に書いてある。だから、青少年というのは、この憲法二十六条の保護する子女だと思ふのです。大体未成年の概念が、おとなじゃないんだから、未成年だから、したがって、義務教育という普通教育の範囲内で、義務教育と非義務教育と教員の給与の場合に差別をする制度上の理由はないんじゃないかと私は思うのです。気持ちにおいてはそうですか。気持ちじゃなくて、制度上ないんじゃないですか。大臣、どうですか。

○奥野国務大臣 だからまた逆に申し上げますと、義務教育教員の給与の改善としたいながら、それを通じて高等学校の先生の給与も改善していくんです。こう申し上げておるわけでございまして、また人事院総裁も、そういう意味において、逆転現象ができるんじゃないか、それをほうっておけますかと、この間おっしゃってあったわけでございします。ぜひそういう意味で高等学校の教員の

給与の改善もあわせて行なっていきたい、かように期待をいたしておるわけでございます。

○山中(吾)委員 人事院総裁にお聞きいたしますが、そこで文部省のほうから、義務教育の法律案ですね、それで義務教育関係の教員の給与を改善したいというふうな論が出てきて、人事院で勧告するときには、小中学校の給与改善の勧告と、高等学校、幼稚園の勧告を同時にやりますか。やるのが正しいと思つておられますか。時期をずらすのか。ずらすというふうなことになると思ひますか、どう思ひますか。

○佐藤(達)政府委員 法案が通つてからの話ではございしますけれども、しかし大体常識として考えられますところは、文部大臣もいまちょっと口走りしましたように、この義務教育との関係で、極端な例をいえばたとえば逆転現象が起こる、そういう連鎖反応が当然あるだろう、それを二度に分けてやるというもおかしな話で、そういうものはやっぱり一ぺんに、義務教育中心で、高校の先生の分もこれに影響される分は一括してやったほうが、形はいいんじゃないかと、いまのところは考へる。これはお気づきでございしたら、いまのうちに教えをいたしたいと思ひます。

○山中(吾)委員 もう一度人事院総裁にお聞きしますが、義務教育関係の給与の予算だけは一ぱい計上してある、高等学校、幼稚園は来年度の予算には計上してない、そういう現実の前で、勧告をされる時に同じ考えでよろいになるのが妥当と思ひますか。

○佐藤(達)政府委員 その点はもう全然気にしておりません。この間もちょっと申し上げましたように、普通の公務員の給与の改善にしましても、予算を拝見するとたつた五％しか組んでないわけですね。それに拘束されたら五％の賃上げしかできないわけですね。しかし、勧告はもう一〇％以上ほとんどやっておりますから、それと同じことで、全然心配はいたしておりません。

○山中(吾)委員 人事院総裁の自主的精神を聞きまして、大いに期待いたしておきたいと思ひま

す。私はもっと重要なことを聞きたいが、いつもおそく質問するものだから時間を気にかけてしょうがないので、これはまたさらに論議を深めなければならぬと思ひます。

私は大臣にぜひ深刻に考へてもらいたいと思ひのは、先ほど言ひましたように、人材を吸収して意欲的な教育をするには、給与だけを先、本俸を上げるということは、必ずマイナスが出ると思つておる。充実した最高の学歴の教員養成制度を確立すること、優秀な素質を吸収するための特別の対策を考へること、そして給与の引き上げというものを並行して絶えず考へていく。国会に提案するときは同時提案というのが一番いいんだ、そうでないときとマイナスが出るというところを私は深刻に考へておいてもらいたいと思ひます。

そういう意味において、この法案が内容的にいろいろの論議を尽くされて、ほんとうにそういう全貌が明らかになったときに発表するということが、私は一番政策として有効で、また税金のむだ使いにならぬという立場からいっても妥当だと思ひます。

さらに、最後にお聞きしておきたいのですが、大臣が、使命観を持ってということで、期待される教師の人間像には一つの方向はお考へになつてゐる。そういう一番大事なことを明確にしないまま、ただ抽象的に、高い教養と意欲を持ったというだけで議論をしても、政党の次元において必ず問題が出るのだ。期待する方向というのはどこへ隠してしまつてある。それはやはり明確にしてこつた方がいい法案を議論する、その周辺の問題として私は文部大臣の意見を最後に聞いておきたいと思ひます。

それは、他のことでもかつて議論になつたようでありまして、文部大臣が毎年一回の国立大学長会議であつた中に「ソ連の教育法をみると、教育目標として『社会主義社会の原則に尊敬心を培ひ、共産主義思想を育成すること。基本原則は教育と共産主義社会建設との実践的な結びつき

で、教育も共産主義に奉仕すること」をあげており、チエコでもドブチク書記長の自由主義化に肅清のあらしが吹き荒れた。こういう国では自由な教育は学べない。わが国でも特定の政治活動を押しつけるのは、大学の自治は確保できない」といふ、何か教師の人間像に一つの方向を予定しながらこれについて意見を述べた。これはこのとおりでしょう、あなたのおっしゃつたこのことは。

○奥野国務大臣 私が申し上げましたのは、早稲田大学その他でたいへんな騒ぎが起こつておるわけでございします。そういうことからからみで申し上げたわけでございします。社会主義あるいは共産主義の社会がいいか、あるいは自由主義の社会がいいか、これはそれぞれいろいろ意見、評価があつてしかるべきだ。しかし、それぞれの社会はそれなりの違った原則に立つて進められてゐるんだというところで申し上げたわけでございします。ソ連の教育法ともいふべきものの法律の条文を見ていただきますと、学校が課題としなければならないことは、社会主義社会の諸原則に対する深い尊敬心の育成、共産主義思想の育成であると書かれておりますし、さらにまた、学校の基本原則としてなければならないことは、教育と共産主義建設の実践との結びつきである、こう書いてあるわけでございします。日本の場合には、学校は政治的に中立でなければならぬ、いろいろな政治思想を学び取るであつて、特定の政治思想を押しつけるところではないんだ、この違いをよく理解しておいてほしいんだ、こういうことで申し上げたわけでございします。したがひまして、学校で特定の政治思想を押しつけるような動きについては、それなりによく考へてほしいんだということでございます。

○山中(吾)委員 ソ連の憲法、教育法からいってそのとおりで、それはそのとおりでいいと思ひます。ただ、あとに、それなら日本の国における教育の目標はということ、私は明確に、責任のある文部大臣が明示をしなければならぬと思ひ

です。中立なんというのは方向ではないのです。集団における教育は、集団の理念を実現するために教育があるので、その集団を構成する一人一人の人間形成を通じてその集団の文化を傳承し、文化を創造していくのです。われわれは日本の国の構成員、国民としてあるのですから、日本の国の理念というものは——ソ連においては、共産主義思想、共産主義国家の建設とちゃんと書いてある。日本は憲法に書いてあるじゃないですか。絶対平和と民主主義を理念とし目標として日本の国を進めていくんだ。それを受けて教育基本法の前文に、平和を中心として民主的、文化的国家を建設するといっているじゃないですか。なぜそれを言わないのですか。それを言わないで他の国だけを批判するから、国民からいって、国民教育の目標も大臣は何も示していませんよ。そういうことなら、私は、日本は日本の国の理念に基づいて国民教育の目的があつてしかるべきだ。公教育では堂々と言うべきではないか。すなわち、こういうことばを使えば、憲法の理念にあるように、平和思想と民主思想に尊敬する念をつちかい、民主的平和国家の建設、日本の教育目標は平和的、民主的な国家建設事業であると言つたらいいじゃないですか。それは間違ひですか。そういうことを言わないで他の国の教育を批判するから、無責任であり、そして自主性が出ないんだ。教師にしても、国民教育にしても、目標というものは少しも与えられていない。方向感覚をなくして、日教組と文部省が、中立だなんといつて論議しているんじゃないですか。日本の国の理念は、国民の合意によってできた憲法以外にないじゃないですか。その憲法は改正するなら、していいでしょう。しかし、この憲法の理念に基づいて、その理念を実現するために教育があるんだ。教育基本法にちゃんと書いてあるじゃないですか。この憲法に規定した国の理念を実現するために、根本において教育の力にまつべきであるという前文を書いて教育基本法にはあるんじゃないですか。なぜそれを教育行政の責任者のあなたはこういう会議

で言わないのですか。ソ連のことだけ言つて——それはどこにも、アメリカはアメリカの教育目標もあれば、ソ連にはソ連の教育目標があるでしょう。もし思想の問題というならば、平和思想と民主思想によって教育をされて、その哲学化した、そういう精神構造をもって教育された国民によって社会主義、資本主義を選択するんだ。教育の出発点ではなくて、教育された国民が選択する対象にすぎないでしょう。そういうことを明確にしてはじめて私は、使命観を帯びた教師あるいは教育意欲に燃えた教師、子供をりっぱな日本国民に形成するという教育意欲が教師に出てくるのであつて、日本の国の理念は何かというの憲法以外にないのです。国民の合意で国会でつくつた憲法、その憲法のもとに教育基本法がある。憲法、教育基本法体制、憲法と教育基本法に従う。そして教育基本法には、平和と真理を希求する国民形成をする、それによって国家理想を実現するんだと書いてあるじゃないですか。それをみずからの確信として国民教育の原点として、文部大臣の職見のある、自信のある表明を公の席上でしない限り、ソ連の教育を批判をし、アメリカの教育を批判して終わりで、みずからの主體的な行政の立場というものはないと思うのです。日教組もそういう意味において憲法、教育基本法に従つて平和と真理を追求する国民形成に進むんだ。それをわれわれ民主教育と言つていいんじゃないですか。それを心底からそう考えれば、文部省と日教組の対立はないと私は思うのです。一つの集団の継続性と発展性は、その国のその集団を構成する一人一人にその集団の理念、国家の理念というものが浸透しなれば、継続性が出るはずがなし、発展もないでしょう。私は堂々とどこでも言つていいのです。それを文部大臣が言わないで他を批判したりするようなことは、無責任だ。そしてここにあなたが言つておられるように、新鮮な人材が進んで教育観、使命観にあふれたということばを使つておる、集団の理念というものが正しい真理である、そういう確信を持たなければ、教師が使命観を持

つはずがないはずだ。文部大臣の見解を聞いて、私は質問を終わります。

○奥野国務大臣 山中さんたいへん誤解をされておるよう思うのであります。私がお話をした相手方は、国立大学の学長さんたちでございます。同時に、私は講義をしたわけではありませぬ。いま大学に起きておる事象にかんがみまして、注意を喚起したわけでございます。学園紛争についての注意を喚起したわけでございます。その場合にも、私は決してソ連の教育を批判するつもりで申し上げたわけではございません。国柄の違い、それを頭に置いて、学内に起こつておるいろいろな事象に対処してもらわなければなりませんので、それぞれの立場はあるかもしれませんが、けれども、違いは明確に理解してやつてもらいたいというだけのことでございます。私は批判をしたつもりで申し上げておるわけではありませぬと、私が批判したという意識でおっしゃられると、私の気持ちにちよつとさわるものがございまして、ぜひこれはそれとおりの御理解を賜わるようにお願ひを申し上げておきたいと思ひます。

○山中(吾)委員 文部大臣は批判したとは少しも思つておられない、あなたはそういうふうな誤解されておるのです。私が言うのは、ソ連は国家理念は共産主義国家、そういう共産主義思想に尊敬心を養ひ、共産主義国家という理想を実現するのがソ連の教育の目標、そのとおりですよ。それはそれでいいじゃないですか。しかし、それを言うなら、なぜわが国の教育理念はこうなんだ、憲法に明示しているこの平和思想と民主思想に対する尊敬心を養ひ、日本の国家に理想を実現することが日本の教育目標でなければならぬという意見をあなたに言つていないから、そういうあとに言わなければならぬことを言わないであつちよつちで演説することは、文部大臣として責任回避だとわれわれは言つておる。個人のいろいろの思想は別ですよ。公教育の思想として——この国会だつて、憲法に基づいて国会があり、それに基づいてわれわれは論議をしているのですから、将来日本のそう

いう国家理念がさらに発展をしてどうかということは、それは憲法以外にないでしょう。また憲法の改正をするなら別ですよ。批判をするためにというのではなくて、それをおっしゃるならば、私は、日本の教育行政の最高責任者として、日本の教育目標はこれだということを言うべきだ、こう言つておるのです。どこか違いますか。

○奥野国務大臣 憲法と教育基本法中心に教育の衝に当たる者は考えていかなければならないという点については、全く同感でございます。ただ、時と場合によりまして、そこまでする必要がある場合と、言わずもがなの場合もございしますので、そこだけはひとつ御理解をいただくようお願い申し上げます。

○山中(吾)委員 もう終わりますが、それはこの法案に非常に深い関係があるから私は言つておるのです。使命観にあふれたということばの中に、使命観というのはそういうことを明確にしなければ出てこないのだ。そんな個人的なものじゃないのですから。そういうことがこの法案提案の非常に重要な動機としてあなたは言つておるのだから。国民がみな方向感覚を失つてしまつておるのだから。しかし、大臣、それは小学校、中学校の校長その他の場合についても、これは何も上から権力で押さえるのじゃないのですよ。そういうものでなくて、やはりわれわれは現在の憲法の上に立つて、すなわち憲法の理念というものを国民教育の目標として人間形成の原理にする責任があるのだ。そういうことで私は、こういう法案についての一番最後の、奥の奥にある疑問というものが残つて、だれも言わないことをこんなところで言つておる。その辺をやはり文部大臣が自覚をして、ひとつ間違ひのない教育行政を推進してもらいたいと思ひます。

○田中委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十三分散会

昭和四十八年七月三十日印刷

昭和四十八年七月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局